

第5回 ハローワークとILO条約に関する懇談会 議事概要

1. 日時：平成19年2月23日（金）15:05～18:19
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室
3. 出席者
（委員）花見忠座長、吾郷眞一委員、逢見直人委員、小寺彰委員、山本草二委員
（オブザーバー）八代尚宏経済財政諮問会議民間議員
（事務局）中藤公共サービス改革推進室長、櫻井参事官、高橋統括官
4. 議事次第
（1）意見交換
（2）その他
5. 議事概要

花見座長 それでは「第5回ハローワークとILO条約に関する懇談会」を始めさせていただきます。

本日もオブザーバーとして経済財政諮問会議の八代議員に御出席いただいております。

本日は、前回に引き続き報告書について御議論いただくという予定でございますけれども、最終回ですので、場合によっては時間を若干延長することもあり得るかと思っております。

幾つか論点が残っておりますが、特に逢見委員から御指摘いただいておりますネットワーク性についての解釈、及びそれに伴う3章の解釈の内容について、どのように考えるか、一番大きな論点ではないかと思っておりますので、まず、その点から議論をしていただきたいと思いますというふうに考えておりますので、この点について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

櫻井参事官 今日は資料が非常にたくさんございまして、わかりにくくて大変恐縮でございます。まずは、お詫びを申し上げます。

資料1が前回の議論を踏まえて、16日にメールやファックスで送らせていただいたものでございます。更に、事務局の案である資料1に対して、各委員から頂いた御意見が資料1の参考①、②、③です。今日の御議論のベースにさせていただきたいと思っておりますのは、右上に「資料2（2/21・第3版）」と書いてあるものです。これは資料1（16日に送付した第2版）に対して更に各委員から頂いたコメントを事務局の方で反映させていただいたものでございます。21日までにいただいたコメントは、概ね反映させていただいているつもりです。

ただ、それに加えて、資料2（第3版）の次に参考④、参考⑤がついております。実は第3版をお送りしたところ、それに対して花見座長と逢見委員の方から追加的な御意見を賜りました。これは資料2（第3版）には反映しておりませんので、今日の議論の中

で適宜、参照していただければというふうに思っております。

それからもう一つ、資料3でございます。これも22日付で送らせていただいたと思えますけれども、(これは今からの議論にかかわるところですが、)ネットワークについて見解が一致しないというお話が逢見委員の方からございましたので、一致しないとする他にどういうものがあり得るのかという点について、議論のたたき台として頭の整理をさせていただいたものが資料3でございます。

資料3に対して、今日のお昼前だったと思いますが、逢見先生から追加意見いただきましたので、それを急遽追加させていただいたのが、資料3の参考です。したがって、ネットワークについての議論については、非常に恐縮でございますが、資料2(第3版)と、資料3、それから逢見先生からいただきました資料3参考、この三つを見ていただければ、議論ができるかなというふうに思っております。

それ以外のところについては、また後ほどの議論で御参照いただければと思いますので、まずは、資料2(第3版)と、資料3、資料3参考、この三つを主にご覧いただければというふうに思っております。

花見座長 資料2(2/21・第3版)、これですか。

櫻井参事官 これです。これが、最新の各委員からいただいたコメントを反映させていただいたものです。それとは別に、資料3というのがネットワークについて、事務局の方で仮説的につくったもの。それから資料3の参考が、それに対する逢見委員からのコメントということでございます。

資料3をご覧いただきますと、いわゆるネットワークに関して、前回、事務局から送らせていただいたもの(第2版)は「88号条約上の『職業紹介機関』のネットワークについては、それが全国規模に展開されることが要請されているだけであって、そのネットワークにほかの職業紹介機関が種々の関係をもち、場合によっては、それを含めて事実上はより大きなネットワークが構築されたとしても、条約上問題が発生するものではない」とことで見解が一致した、と書かせていただいたのに対して、逢見委員からは、この点の見解は一致していないという御指摘を頂きました。それを踏まえまして、もう一つの見解として、資料3の2ページの上から2つ目の*がございましたように、88号条約上のネットワークに組み込まれた職業紹介機関の職員は条約上の公務員でなければならないため、それ以外の職業紹介機関、具体的には条約上の公務員以外の者が職業紹介業務に従事する職業紹介機関が88号条約上の「職業紹介機関」のネットワークに組み込まれている場合には、条約に違反する、という見解が、おそらく、逢見先生がおっしゃっていることではないかと思ひ、こうした形で書かせていただきました。またそれを踏まえまして、2ページの下のところですが、第 章の諮問会議の民間議員提案についての見解のところ、従来、解釈2としていたものを、解釈2のAとBとに分けてございます。条約上のネットワークがより大きなネットワークの中に包摂されてもいいという考え方に基づくのが2A、いや、だめなんだILO88号条約上の職業紹介機関のネットワークとそれ以外の職業紹介機関とが

つながってはいけない、という議論に基づくのが2 Bとなっています。これが事務局から提案させていただいた主なポイントですが、これに対して、本日昼前に、逢見先生の方からコメントいただきましたので、ここからは、もしよければ逢見委員から御説明いただければと思っております。

逢見委員 まず、公務員上の公務員が全部なのか、それとも監督的な公務員でいいのかという議論があります。そこはまだ完全に決着したわけではなくて、両説併記になっています。それから「無料」の定義があって、そしてネットワーク。ネットワークについては、第3版の13ページの3つ目の です。ここに出てきたんですが、これは第3版で初めて出てきたんじゃないかと思うんです。

櫻井参事官 これは私どもが理解していたところに対して、前回の議論の中で、小寺先生から修正があったものですから、それを一応書かせていただいて、これは見解が一致するかどうかはわからないけれども、見解が一致したら、これでやろうということで、たしか逢見先生からは、書きぶりを見た上で御判断いただくということになっていたと思えます。そして、見た上での御判断として、これは一致していないというのが逢見先生から頂いたコメントであると理解しておりますが。

逢見委員 まだ、この部分がよく中身がわからないんです。「種々の関係を持ち」というようなところが、どういうものか。私の意見は資料3参考 の右端のコメントで述べているところです。

櫻井参事官 資料には、吹き出しの形でコメントが入っています。ページ数を言っていたら。

逢見委員 まず、1ページの赤帯のところなんですけれども、「単なる情報通信ネットワークが情報を求めるネットワークでないことについて、おおむね見解の一致を見た」となっているけれども、情報通信ネットワークについての共通認識が必要なのではないかと。私は職業紹介業務で情報通信ネットワークを使うというのは、求人・求職情報がその中に入っている。それを使ってマッチングさせるということが業務と密接不可分につながっていると思えますので、もちろん、これだけでイコールではない。それ以外のいろんなネットワークはあるんだけど、しかし、情報通信ネットワークというのが、職業紹介業務の中核をなすものだと思っております。そこについての委員間の共通認識がないと「見解の一致」ということにならないんじゃないかと考えます。

それから2ページ目のところで、まず a)、b) という、公務員の違いによる説があって、それから)、) というのは無料の見解の違いがあり、したがって四つあるんじゃないかと考えます。a)、b) と)、) に立って、その後に赤帯の小寺委員の説が入ってくるんですが、これは解釈の中の条件としてつくべきものであって、) の見解に立つ場合は、とつなげるとおかしくなるんじゃないかと思えますので、そこは切り離すべきだというのが2ページの意見です。だから、ここに入れるべきじゃないという意味で「削除すべき」と書いたんですね。

それから3ページ目のところですか、これは(解釈2A)という部分ですが、これにというのが加わったんですね。

櫻井参事官 これは先ほどの前の点に対応しております。

逢見委員 前の点に対応して、まだ「種々の関係」というのは明解ではありませんが、これを入れると前提が三つになります。その次からの黒字のところ、「条約は」とあって「条約に違反することとなる。」と、ここまでが基本的な解釈だと思うんですが、その後「他方で」というのがあって、ここに「残余の職業紹介機関」云々とあり、数と配置、いわゆる3条の部分の解釈の前提を一つ入れて、その次に、また前提 が繰り返して次のパラグラフに出てきています。これは前提として置いたのに、また解釈の中に入れておくのはおかしいんじゃないか。その上で「このような解釈に立つと」といって、結論は「条約上問題とならない」というのは、論理的にもおかしいんじゃないかということで、ここは削除すべきではないかというのが意見でございます。

それから4ページ目、解釈2Bですが、2Bの ですね。これはネットワークに組み込まれている場合、条約に違反するという解釈で の前提をつけているんですが、ここでも「他方で」から始まる黄色い帯のところですが、これは3条の数と配置についての条件をつけて、それで条約違反は生じないと言っていて、この解釈に立つと、次の帯で条約違反になっていないという見解が示されています。その一番下の4行ですが、「条約上の公務員によって運営されるハローワークが、民間委託されたハローワークとネットワークを構成する場合には、条約に違反する。」とあるんですが、ここが実は解釈の本文ではないかと思えます。これが一番最後に来て、その上に条件付きのものが入って違反は生じないというふうに書いているのは、これもやはり論理的におかしいんじゃないかということで、そこは直すべきだということです。

それから解釈4A、解釈4Bというのがあるんですが、これは「無料」の部分が違うのと、「無料」の解釈は、委託費をもらってやる場合は無料と言えないという前提に立つと、1条ですべて引っかかっちゃうわけです。だから無料と言えないという限りは、前提をつける必要はないのであって、条約違反であるというだけの結論だと思いますので、「解釈2Aと同様」とか、「解釈2Bと同様」と言う必要は全くないんじゃないかと思えます。

最後の表についてもいいですか。これも表を見たときに、違反であるのかないのかということが本文に全然なくて、解釈2Aとか2Bとかという欄には、こうなれば違反を生じないという前提の上に更に条件つけたものしか入っていません。それはちょっとまとめの趣旨と違ってくるんじゃないかと思ひまして、別の形の概要表をつけさせてもらいました。

解釈2Aと2Bと左右入れかえているんですが、まずは、ネットワークに組み込まれている場合は、条約に違反するという見解がAで、論理的には組み込まれていたとしても条約上問題が発生するものではないというのがBとなるんじゃないか。そこに「種々の関係をもち、場合によっては、それを含めて事実上はより大きなネットワークが構築されて組み込まれていたとしても」と入ると非常にわかりにくい。A、Bで対比するときに、別の

ものが要件として入ってくることになるんじゃないかということもあって、解釈 A・B という説にするのであれば、ネットワークに組み込まれていたとしても、条約上違反ではないというのと、組み込まれている場合は、条約に違反するという、その二つの解釈で立てるべきじゃないかと思うわけです。

花見座長 それだけですか、よろしいですか。

逢見委員 本当はホワイトボードかなんかあれば書いておきたいところなんですけど。

花見座長 よろしいですか。

逢見委員 はい。

花見座長 それでは、ただいまの「資料3 参考」逢見先生の御意見で、前回の案について修正をして欲しいという御提案でございますので、これについて、他の委員からの御見解を伺いたいと思いますが、御自由にどうぞ。

まず小寺先生の御意見とされているところ、これは削除しちゃえというんですが、これは、先生はいかがですか。

小寺委員 どこですか。

花見座長 2 ページの赤いところ、これを全部削っちゃえという御提案なんですけど。

櫻井参事官 2 ページの最後から3 ページにかけて。

小寺委員 どの資料の2 ページですか。

櫻井参事官 資料3の参考、今ご覧いただいたものの2 ページの最後から3 ページにかけて、ここは基本的に、小寺先生の御意見だと考えているのですが、それに対して逢見先生の方から、赤部分は削除という御意見をいただいております、この点について、今、花見座長の方から御質問があったということでございます。

小寺委員 削除と言われても。

逢見委員 この位置にあるのはおかしいんじゃないかと言いたいわけです。ここは要するにA説、B説、1説、2説と分類しているところなんです。それで、上記2(1)a)の見解に立ち、)の見解に立つというところに「ただし」が入ってくるんですね。それは前提ですから。

小寺委員 ここですか。

逢見委員 そうです。

櫻井参事官 2 ページの話です。

花見座長 最初に小寺先生に伺ったのは、そもそも報告書案、一応、草案としては前回でまとまったつもりで私はおりましたけれども、それについてここは削れという御意見、それからここは変えろという御意見が出てきたものですから、まず、発言されている委員の御意見を勝手に削っちゃうわけにいかないの、小寺先生はどういうふうにお考えなのかということで確かめようと。

小寺委員 これは私の意見としてこう申し上げたので、削るというのは、ちょっといかがかと思えます。

花見座長 基本的に、せっかく前回までかなり苦労してまとめたので、変更というのは、なるべくしない方がいい。やり出したらきりが無いと思いますので、小寺先生がそういうふうにおっしゃるなら、ここは削らないということをお願いしたいと思います。

逢見委員 3のところからが見解の整理なんです。その前は、要するに論点の整理で、説があることを整理しているわけですよ。

花見座長 小寺先生の意見はこういう意見だということ。

小寺委員 その前に逢見先生の意見もあるし、花見先生の意見も、山本先生の意見もあって、三つ並んでいるという。

櫻井参事官 もともと私も2つというふうに整理させていただいておりますが、もし2つがダメなら3つに変えますけれども。上はa)の見解に立ち、「かつ」b)ですけれども、下は「又は」なので、4通りではなくて2通りになります。事務局としてはこれでいいかと思っておりましたが、違うという御意見があるのなら、2つではなく3つに整理することになると思います。

つまり、逢見委員には、ここまでは御賛同いただけないということで、他方、小寺先生は、逢見委員の意見に加えて、ですよね。小寺先生はもともと逢見先生のところも含めですよね。

小寺委員 そうそう。

櫻井参事官 したがって、「上記2」のところを二つに分かれるというふうにするしかないと思いますけれども、ここまでが逢見委員の見解、逢見委員の見解に加えて、更にここまでが小寺委員の説と。

逢見委員 説じゃなくて、ここは分け方なんですよ。

櫻井参事官 ですから、分け方は……。

逢見委員 ちょっとホワイトボードを使っていいですか。

小寺委員 「生じない」と「意見に集約された」というところがおかしいとおっしゃるのだったら、そこはちょっと。

逢見委員 そこは見解として 以下に載せれば良いと思うんです。

小寺委員 この上のところに逢見委員の意見があり、私とかの意見があり、また逢見委員の意見があって、見解がこうやって並列されているんだと思うんです。

櫻井参事官 そうですね。集約的に見れば三つありますということだけです。

逢見委員 その後、それに基づいて見解を整理するわけですよ。2ページの 以下で。

花見座長 それまで、 のところはいろんな意見を提示しているだけだからいいんじゃないですか。

櫻井参事官 ここに限らず、ほかのところもいろんな意見があるということが書いてあるだけだと思うのですが……。

小寺委員 恐らく、集約されたというところが私のところと「の」でつながっているから、何でこれで全部終わっちゃったみたいに思われるということでしょうか。

櫻井参事官 そうであれば、三つに分けて、「三つの意見があった」とか。

達見委員 そうじゃなくて。

(ホワイトボードを使って説明)

達見委員 要するに、公務員性でAというのと、Bというのがありますと。それから「無料」というので、1と2という説があって、そうすると、これでAに立って、1に立つというケース。

櫻井参事官 それが1つ目ですね。

達見委員 それからB、1というのがあって、そうすると四つのケースにまず分けて考えるというのが、そこのページのまず始まりでしょう。そこから、次に解釈で基本的に違反するのかもしれないのか。ただし、最初の2ページ目のここまでは、こういう条件をつければ、条約上問題は無いなどという整理になってるんですよ。そこに、「ただし、これをつければ違反となる」とか「ならない」というのは、後から来る話じゃないかと思うんです。まず、この整理を先にやるというのが、この2ページ目のところなんじゃないかと思えます。

小寺委員 恐らくこの整理は、この四つに切れない見解があるという意味だと思うんですよ。

花見座長 整理は でやっているんで、 のところはいろんな意見の提示に過ぎないから、別にいいと思うんです。

達見委員 次が解釈1に立つとか、Aに立つとかというふうになるので、ここは、まず、その解釈のA、B、1、2をきちんと紹介するところなんです。

小寺委員 だから、私の申し上げている意見はこれなので。

櫻井参事官 そうですね、こうなると思いますが。

小寺委員 意見があるわけですから。

櫻井参事官 初めの意見というのは、a)の見解(公務員のところを狭く解する)とi)の見解(委託があっても無料と解する)に立つもの。これが一つの意見ですね。2つ目は、「又は」と書いてありますので、公務員を狭く解し、かつ委託費の支払いがあると無料とは解さない場合、公務員を広く解し、かつ委託費の支払があっても無料と解する場合、公務員を広く解し、かつ委託費の支払があると無料とは解さない場合、の3つを「a)の見解に立ち、又はii)の見解に立つ場合」というところに全部包摂しているんです。この三つのケースが2つ目の見解なんですよ。四つに分かれるんですが、四つのうちの三つが。

達見委員 それはおかしいんじゃないかと思えます。何でそこをまとめちゃうんですか。

櫻井参事官 要するに、「a)の見解に立ち、又はii)の見解に立つ場合」に包摂される3つのケースは、どの意見に立っても、88号条約上の職業安定機関をそのまま民間に委託することはできないということになりますので、できないというのが三つできます。それを併せて「又は」でつないで書いているというだけです。その場合に、加えて、小寺先

生の御意見を入れるかどうかは、更に分けて記述してもいいかと思いますが、ただ、問いは、一番上にありますように、「88号条約上の全国ネットワークの一部を構成している職業紹介機関を民間事業者に委託すること」についてどう考えるかということなので、そうだとすると、そのままではだめだけれども、条約の外に出せばいいよというのは、当然一つのあり得べき答えなので、ここに書くこと自体はおかしくないかと、事務局としては思っております。ただ、御見解が分かれるというのなら三つに分けますけれども。

小寺委員 そうということだと思えます。

櫻井参事官 ここが御同意できないということであれば三つに分けるということにならざるを得ないと思えます。

小寺委員 もう一つ、できるのかな。

櫻井参事官 もう一つあるのかもしれませんが。三次元になりますからね。

逢見委員 3条の解釈というのがもう一つあるんですよ。3条について、小寺委員説のような考え方と、それから3条の「十分な」あるいは「便利な」ということをどう考えるかということについての意見の違いもあると思えます。

櫻井参事官 その点については、結局、事実認定の問題だ、というのが前回の御議論だったと思えますけれども。現状の数や配置がいいかどうかというのは、ここでは判断できない。たしか吾郷委員からいただいたコメントだったと記憶しますが、そこは現実を見ないとわからないので、今の状況が3条を満たしている最低なのか、そうではないのかは、この懇談会では判断できないということだったと思えます。実体判断に入らないという前提ですから、結局、報告書の書きぶりとしては、数及び配置が3条を満たしているかどうかを場合分けして、満たしていればこうだ、満たしていなければこうだというふうに書かざるを得ないと思われま。

花見座長 それでは、元へ戻りまして、最初のところ、1ページ目の赤で引いてあるところですが、これは、今回はこれで概ね見解の一致を見たということで案が出ておりましたが、見解が一致しないというのは、これも逢見先生ですね。自分は反対だから、これを削れと。

逢見委員 見解の一致を見たというのであれば、私は見解は一致していませんとしていただきたい。

花見座長 だから、少数説があるなら、それはお書きになればいいわけで。じゃ、多数の意見が一致したと書いてもいいですよ。

櫻井参事官 もしよろしければ、「示された」の後は削っていただいて。前には、一応それぞれの先生方の見解が書かれていますから。一致していないなら、ここは「一致した」と書くのは確かに問題だと思いますので、今の情報通信のところの御議論が多少あるなら。

花見座長 ここは多少の意見の一致を見たというふうにしましょうか。

逢見委員 要するに情報通信ネットワークというのをどういうふうに理解しているかということだと思えます。そのイメージをみんなが一致していればいいんですけど、そこ

はどうなんですかね。

花見座長 だから、常識的に言って、88号条約はできたときというのは、情報ネットワークといったって、要するに紙で通信をやっていたわけでしょう。今の頭で情報通信ネットワークといったら、やっぱりコンピュータを使ったネットワークだと。それはそうじゃないというのは、大体常識として、条約が要求しているのは、そういうものじゃないということは当然のことだという点では意見の一致を見た。そういう意味で非常に明らかなんじゃないですか。この段落の一番前のところで、「ネットワークの具体的な内容については各国の判断に委ねられている」という3人の意見は、当然、条約でいっているネットワークは、それぞれの国のIT発達段階にもよるし、そんなことを条約でそこまで要求しているわけではないというのは極めて明らかだと思いますので、これでいいんじゃないかなと思います。

逢見委員 後の方で、小寺説で、「条約上の職業紹介機関のネットワークに……他の職業紹介機関が種々の関係をもち、場合によっては、それを含めて事実上はより大きなネットワークが構築」ということと、ここの部分がちゃんと理解がつながるのかどうかということなんです。

花見座長 条約の解釈というか、条文としては予定していないと、求めているネットワークじゃないと。しかし、そのネットワークは実際に今は情報ネットワークになっているわけですね。それをどう理解するかというのは、小寺先生が別のところで書いておられることなので、別に矛盾しない、ということではないですか。

小寺委員 僕もそう思いますよ。

櫻井参事官 小寺先生がここでいうネットワークは、必ずしも情報通信ネットワークではございませんよね。3ページのところは情報通信ネットワークとは書いていないので、条約がいうネットワーク、それはどういう定義であれ、条約が求める「ネットワーク」というものは、それより大きなものとなつがっていてもいいと。では、具体的に条約の求めるネットワークが何かというのは、小寺先生などの考え方は、基本的に各国の裁量だということになるので。

花見座長 じゃ、それでよろしいですか。

櫻井参事官 もしどうしてもあれなら、初めの1ページのところは、ここを削るというのは一つもちろんあると思います。御見解が一致していないということであれば。

花見座長 多数の意見の一致を見たということでもいいんじゃないですか。

櫻井参事官 吾郷先生は、まだ御意見をいただいていないんですけども。

花見座長 ここは吾郷先生は特に何も言っておられないので、どっちだかわからないけれども。

吾郷委員 よくわからないところで、基本的には花見先生が言われたことと同じなんです。つまり、条約ができた段階では、今のコンピュータ化したネットワークというのは想定されていないのだから、それについてはいろいろな形態があり得るであろうと。ですか

ら、条約はある意味では特定なことを言っていない。要するに各国の裁量に任せていると、小寺先生と同じようなことになるかもしれませんが、そういうことについては、一致があったということについて、私は違和感ないんですね。

櫻井参事官 前に小寺先生、花見先生、山本先生、三人の名前を書かせていただいたところに、吾郷先生の名前も入れさせていただいてもよろしゅうございますか。

吾郷委員 ただ、後の解釈を見ていくと大分違ってきますので、ここで一緒になると。

花見座長 このところだけ、みんなばらばらになっちゃって、ここでくつついたら、ほかでくつつかないとおかしいという話になると大変で收拾つかなくなっちゃうから。でも、無理にあれですよ。

吾郷委員 意見なしでも。

櫻井参事官 わかりました。

花見座長 それで、3ページ。

山本委員 この赤いところは消すんですか。赤いところは生かして。座長おっしゃるのように、「おおむね」というところが問題だというのであれば。

花見座長 1ページ。

山本委員 この文章は生かして、「おおむね」のところはちょっと加えていただくということ。

花見座長 おおむねだから、全く一致したわけじゃないんだから。

山本委員 それで、みっともなきや、上の3人の名前のところの次にくっつけたっていいと思いますけれども。いずれにしても、この文章は生かしていただくと。

花見座長 これはそういうことで、文章自体は残すということをお願いします。

逢見委員 そこはちょっと追加意見で、少数意見かもしれませんが、プラスして私の見解を入れさせてもらえますか。

山本委員 そうすると、上へもって行っていただければ、そうなるんじゃないの。

櫻井参事官 「との見解【小寺委員、花見座長、山本委員】があり、いずれにしても、単なる情報通信ネットワークが条約が求めるネットワークではないということについては、おおむね見解の一致を見た」と書かせていただいて、その後に逢見委員の意見を、これを若干直すなり、追加するなりにしていただいて、これに対して、こういう意見もあったという形にさせていただきます。

花見座長 逢見委員の意見はここにもう出ているんじゃないですか。

逢見委員 17条の2は、それに当たるということなんですが、ただ、これに加えて、求人・求職情報に基づいて仕事を斡旋するという公共職業紹介機関の重要な業務が、今情報通信ネットワークの中で行われています。したがって、中核的な部分だということなんです。ネットワークには、組織的なネットワークもあるし、求人・求職情報以外の情報もあるんですが、しかし、ここは6条(a)の業務をやる上で中核になっているということ、したがってイコールではないにしても非常に重要なネットワークなんだということを強調

しておきたい。

花見座長 ILO加盟国の全部を考えたら、何もそんなにIT情報が、ネットワークが発達している国ばかりではないんですよ。それは国によって違うよという話を。

逢見委員 だからもちろん国によって違うんです。日本のことを考えると非常に重要なネットワークになっているんです。

花見座長 ここは「条約が義務づけるネットワークとは」という話で、一般論をしているんですよ。だから各国の判断に委ねられているという、そういう議論なので、日本のことだけ、ここで考えて言っているわけじゃないです。

山本委員 そういう問題も起こり得るので、いかがでしょうか、最初に今、座長がおっしゃった条約が義務づける、その次のネットワークのところかぎ括弧でつつんじゃったら。

花見座長 これは当然そういう意味で言っているはずなんです。

あまりこれに時間とっているとまとまりませんので。

櫻井参事官 今の、条約が求めるネットワークのところは、条約が義務づける「ネットワーク」という形にさせていただいて、その後に逢見先生の意見を若干これに加えていただくということで。

花見座長 はい。

それでは次、3ページの、これは相当たくさん部分を削っちゃえという御提案ですが、これはなぜ削らなきゃいけないのかよくわからないんです。ちょっともう一度御説明いただけますか。

逢見委員 「条約は、国の責任の下で」から「条約に違反することとなる」という部分までが解釈2Aの本文なんです。その結論があって、「他方」で以下は3条の数と配置のことを条件として入れているだけです。それから、その次のパラグラフで前提3、上のをもう一回繰り返して入れています。それで、「条約上問題が発生するものではない」というのは、 、 、 と組んだ前提なのに、また前提を入れて、条約違反ではないというのは、ちょっと論理的におかしいんじゃないか。それで、「このような解釈に立つと、民間議員提案については」といって、「条約上問題とならない」という結論になっているんですよ。

小寺委員 要するに逢見委員は4象限で考えていらっしゃるわけですね。だけど、ここでまた一つの要素が別に加わっているわけです。

櫻井参事官 どの要素がでしょうか。

小寺委員 「他方で」ですね。

櫻井参事官 おっしゃるとおり、「他方で」は、要素として加わっているんです。ただ、そこは逆に言うと、さきほどの話で、結局、事実判断の問題ですよ。つまり、今の数を減らしたときに、減った後のものが3条に該当するかどうかという、法規範の事実への当てはめの問題なので、抽象的な議論の中では分けようがないと思うんです。したがって、報告書では、事実即ち判断した結果、それが違反になるのであればだめだし、ならないのであればいい、という風に場合分けして書かせていただいているわけです。

小寺委員 ここで分かれるんですよね。

櫻井参事官 ええ、ここで分かれるんです。ここは分けるのを抽象的にしか書けないものですから、そこでここ書かせていただいているだけなんですけど。ですから、後ろの方も、民間議員提案についても、無条件に条約違反の問題が生じないということではなくて、1つ目にありますように、まずネットワークがちゃんと残っているのかということと、とりわけ、3条に合致する程度の数及び配置があるのかということとをまず事実を照らして、各国が検証した上で、大丈夫であるということであれば、条約違反ではないと。しかしながら、逆に、そこが満たされなければ条約違反になると、こういう意味です。ですから、分かれるんですけれども、分かれ方は、そういう分かれ方なので、前提条件として書くとしたら、今の話で3条に照らして違反の場合、違反でない場合と書けばいいんですけれども、そういう書き方をしても別に構いませんけれども。

吾郷委員 ここの赤の部分、フォントを小さくしたらどうですか。

花見座長 わかりました。そういうことであれば、「他方で」というところの前に1行空けて、ちょっと違う話だよということがわかるように、1行空けてこういうふうを書くということでもいいんじゃないですか。

櫻井参事官 それでよろしいですか。それとも、今のように場合分けする手もありますけど。

花見座長 まあ、別立てにしてもいいけれども。

逢見委員 さらに枝葉が分かれてしまう。

櫻井参事官 論理的にそういうことだと思いますが。

花見座長 じゃ、そこはちょっと文言の整理で工夫してみて、別立てにするか、項目別に立てるかとかというのは……。

櫻井参事官 あともう一つ、後半の3ページの「このような」以下は……。

逢見委員 を繰り返す、これはやっぱり変だと思いますよ。

櫻井参事官 それは書きぶりで、もし冗長であれば消しますけれども、上に書いてあるからいいのではないかということであれば。

逢見委員 その前提で、つまり を入れてつくっているんですから。

小寺委員 これは を入れてしまえば、上の違反だというのがなくなっちゃうんですよ。赤になった、その上のところが全部なくなっちゃうんです。

櫻井参事官 そうですね。上とつながっちゃうんですね。

小寺委員 だから、上は違反することとなるという話は、要するに を入れない形ですよ。

櫻井参事官 ただここは、「したがって」のところは、「条約上の職業紹介機関の運営を委託すれば」と書いてありますから、これはまさに違反なんですね。外に出せばいいというのが小寺先生の御意見ですよ。

小寺委員 それはどこですか。

櫻井参事官 3ページの「また条約は」のところに書いてありますのは、「したがって、条約上の職業紹介機関の運営を」、そのままという意味ですけれども、民間事業者に委託すれば、公務員じゃない方がやることになるわけですから、上の前提の に反しますのでだめだと。

小寺委員 なるほど。

櫻井参事官 ただし、その次にありますように、そうは言っても、除外してしまえばいいというのが赤のところの最初のパラグラフに書いてあることなので。

小寺委員 これに解釈1というのが出ていないので。

櫻井参事官 解釈1は第3版の方の17ページをご覧くださいと思いますが、「staff」を限定的に解して、無料は、委託費を払っても無料だと考えるので、条約が求めるネットワークの中に民間委託が入っていても問題はありませんとというのが解釈1と。解釈2は、ネットワークの中にそのまま委託事業者が入っているのはだめなんだけれども、条約上のネットワークの方から除外して計算することができますと。この解釈は、基本的には、小寺先生の御意見を書かせていただいたつもりなんです。ちょっと書き方が悪くてわかりにくくて恐縮ですけれども。

小寺委員 これが2でとどまっている場合があるというのが逢見委員の御意見ですよ。

櫻井参事官 さっきのようなことで、もし減らした結果が3条違反になるようなことになってしまう。つまり、除外してみたら、数及び配置において不十分だという判断になるというときにはだめだということです。条約違反でもうそれ以上次に行けないということですね。民間議員提案はだめだということになると。

小寺委員 それクリアに書かれていればいいです。

逢見委員 そこをちゃんと書いておいてもらいたいですね。

小寺委員 そうしたらいいんじゃないですか。

櫻井参事官 では、判断されれば、条約違反の問題は生じないが、そうじゃない場合は違反になると。分けてもいいんですが、後ろのところも、これは要するにどう書いてあるかということ、初めはまず一般的な規範を定立してあって、1行空けた「このような解釈に立つと」以下が一般的な規範の民間議員提案への当てはめなんですね。民間提案に当てはめるところになります、ということですなので、書き方としては、「このような解釈に立つ」と云々のところで、こういう二つの要件を満たすケースでは、条約の違反は問題を生じないけれども、そうでないケースについては条約違反の問題を生じると、こう書けば非常にニュートラルだと思いますけれども。

小寺委員 その話は2Bがそうなんですね。

櫻井参事官 2Bは、ネットワークのところが変わってくる。3ページの「条約上の公務員によって運営されるハローワークが、民間委託されたハローワークとネットワークを構成することは、条約上問題とならない」というところが差なんですね。2Bと2Aの差は、そこだけの差なんです。

小寺委員 そうなんです。この があるから、逆に言うと、上のところが要らないんですよ。違反となるというのが。「ことを求めている」、したがって、違反になるというのは要らないんです。「ことを求めている。他方で」という話になるわけです。なぜかという、

まで三つの要素が入っているわけですから。違反にならないんです。違反にも何もならないんです。だから、2 Aとして考えれば。何でかという、最初から三つの要素が入っているわけですから。

櫻井参事官 おっしゃっているのは、3条が合致しているという前提に立てばということですね。つまり、これを除外するわけですね。今までの民間にやったところは計算上から除外しなければいけませんから、除外しても、3条なり、6条なり、2条なりを満たすようなネットワークができていているという判断がされる場合ということですね。

小寺委員 そうということですね。

逢見委員 そこは、やっぱり留保がついているんです。

櫻井参事官 それは、「判断するケースでは」というのは、そういうことですから。常に条約上問題がないとはどこにも書いていないので、ただ書き方に、やや中立性を欠くということであれば、こういうケースでは、条約違反の問題を生じるし、そうでないケースでは条約違反の問題は生じないと書けばよいかと。

小寺委員 そういう部分で、よくわからないのは、①、 、 と三つの要素があるわけですね。違反となるということはありませんよ。

逢見委員 3条のことは言っていないんです。

櫻井参事官 ①、 、 の中には3条の話は入っていないですね。

小寺委員 ①、 、 で3条及び何とかの関係は.....。

櫻井参事官 これはネットワークの内と外の間を言っているのですね。

逢見委員 「十分な数」とか、「便利な位置」という解釈の前提は入っていないんですよ。

小寺委員 だったら、それは、この2 Aの解釈と違ってきますよね。

櫻井参事官 小寺先生がおっしゃっているのは、減らしたところで計算してみようということですね。

小寺委員 そうです。

櫻井参事官 計算してみた結果、それが3条を満たしている、2条を満たしている、6条を満たしているかどうかを検証した上で大丈夫であったらということですよ。

小寺委員 そうです。これはそういう趣旨ですか。

櫻井参事官 そういう趣旨です。

花見座長 「数及び配置において3条に合致すると各国において合理的に判断される限りは」と書いてあるんだから、それはそういうことなんです。

櫻井参事官 そこはそう書いてあるんです。ですから、決して無条件に条約違反でないと書いてあるわけではなくて、一定の条件を満たせば条約違反ではないと書いてあるだけなので。

花見座長 それはそういう意見だから、これを削る必要は全くないので。

小寺委員 全然ないですね。

櫻井参事官 書き方が悪ければ、もちろん書きぶりをきれいに整理しますが、

花見座長 さっき申し上げたように、ここを1行空けるか、あるいは別立てにするかは、報告書の字句の整理にお任せいただくということをお願いします。

そうすると4ページはよろしいですか。

逢見委員 4ページの解釈2Bは、違うのは公務員性のところですか。

櫻井参事官 ここはむしろ2Aとの違いは、ネットワークのところが違うということです。

花見座長 これでいいんじゃないですかね。

櫻井参事官 ただ、黄色いところを削除という御意見ですよ。逢見先生の御意見は。

逢見委員 ここでも、「他方で」という3条に合致する、しないという条件が入っているんです。本文は一番下の5行にきているんですよ。「条約上の公務員によって運営されるハローワークが、民間委託されたハローワークを～構成する場合には、条約に違反する」と、これが基本的認識なんです。それが何で一番最後に置かれているのでしょうか。

花見座長 結論だから、最後にもっていつている。

逢見委員 そうじゃないと思いますよ。だって最初のものは、3条に合致するしないという前提をつけての解釈であるわけですから、まず基本的認識があって、解釈があってというスタイルです。

花見座長 一番上のところで、のところで「条約に違反するとの見解」ってはっきり書いてあるじゃないですか。

逢見委員 は、前提として88号条約のネットワークに組み込まれている場合は違反するという立場に立てばという、ここは説がさっきの2Aと違うわけですから、これは立場の前提ですよ。

櫻井参事官 書き方の問題だと思うんですが、3条に合致するかどうか初めの前提に書くかどうかということでしょうか。前に書けば、そこは確かにそれで分かりますので。

逢見委員 いきなりこうやってくるとね。

櫻井参事官 ほかのところは、解釈の問題なんですね。条文の読み方の問題です。ところが、3条が違反するかどうかは、条文の読み方の問題ではなくて、事実への当てはめの問題なので、解釈の前提条件に持ってくるというのは、そういう意味では、ちょっと違うんじゃないかと個人的には思うんですが、ほかはあくまでも解釈の条文の読み方の問題ですけれども、3条に合致するかどうかというのは、事実関係に対する当てはめの問題なので。今の日本の状況の中で、ハローワークを例えば二つなり、三つなり減らした場合に、それが3条違反になるのかという事実への当てはめの問題ですから。そこを前に持ってくるというのは、書き方だけの問題ですから、持ってくることもあるかとは思いますが。

逢見委員 そこはまた意見があるんです。バージョン3の12ページに、吾郷委員、逢見委員という青で入れた部分があって、3条に合致するか否かというのは、政労使の協議が必要という見解です。その協議でどのぐらいの数がいいかということが決まってくるのであって、政府だけで判断するものではありません。

花見座長 それはここに書いてあるからいいじゃないですか。

吾郷委員 櫻井さんの言われたように、書き方の問題なんです。そこが非常に重要なのは、解釈4A、解釈4Bで、結論として「解釈2Aと同様の結論となる」。これは書き方は、2Bも2Aも条約違反にならないという結論に見えますよね。それと同じ4Aと4Bの結論は……。

櫻井参事官 それでは、さっきのようなことで、こういう場合は条約上問題ないし、こうであれば条約違反になるというふうにニュートラルに書かせていただくということだと思います。

吾郷委員 はい。そうじゃないと、ここは非常に書き方だけの問題じゃなくなると思います。

花見座長 じゃ、そこはそういうことで整理し直して。

櫻井参事官 さっきの3条のところは前提に持ってきた方がよろしいですか。3条というのは、数及び配置が合致しているかどうかというのは。それは当てはめの問題だと思いますけれども。

逢見委員 そこは、要するにミニマムが確保されている場合、余りがあって、余りのものは、民間に出しても構わないというご意見でした。それ自体がミニマムなのか、プラスアルファなのかということじゃなくて、それを4条なり5条の機関で決めて、「便利な位置」とか、「十分な数」とかということを判断しているんだから、必要なものと余りものがあるというふうな解釈論にはなかなか立てないんですよ。ただ、そういう説があることは認めます。

櫻井参事官 余りがあるということは、どこにも書いていないので、御指摘の点は、要するに減らした場合にそれが3条違反になるかどうかについて、どのような手続で判断するかという別途の議論だともっています。それについては、4条なり5条でやるというのは全部書いてあります。要は、3条違反かどうかの判断は、事実を見ないとわかりませんよね。ですから、この懇談会では、そこは判断できないというのが、私の理解では、前回の御議論だったと思いますので。そうだとすれば、そこは分けるしかないわけですね。3条に違反する場合と違反しない場合と。そういうものを前提に書くのであれば書いてもいいと思いますけれども。

逢見委員 3条に違反する場合もあるということを前提にした記述にしていきたい。

櫻井参事官 3条に反する場合であれば、これは多分だめだということになりますよね。

吾郷委員 それをその場で書くか、全部終わった後につけ加えるか。

花見座長 どっちを原則に書くかという問題だから、修文でちょっとそこは配慮して。

では、よろしゅうございますか。

そうすると、5ページまではいいと、こういうことで。そうすると、最後の表ですが、これはどうしますか。表をやめるということも一つの考え方ですが。

櫻井参事官 事務局としては、わかりやすさの便宜のつもりでつくったんですが、議論を聞かせていただいているうちに、かえって議論を混乱させているかなという気がいたしております。この表はやめて、シンプルに、解釈1から順番に並べるといいのかなと感じております。今までの御議論の分かれ方というのは、例えば、山本先生とか花見座長のご見解は、いわゆる「staff」のところを限定的に解釈し、かつ無料については委託費を払っていても無料であるから、ネットワークの中に民間委託が入っていて問題がないということかと思しますので、今の解釈1がそのまま多分残るだろうと思ひますし、それから解釈2と書かせていただいたところが、一つは、分けるのかどうかありますけれども、減らした後でも3条を合致しているという解釈に立つ場合には問題ないと。更にネットワークにつないでもいいということであれば、ネットワークにつないでも問題がないというのは、枝分かれで出てくると。

もう一つは、3条違反になってしまうと判断される場合はだめだと。ただ、これは条約の解釈が分かれるということではないと思うんです。繰り返して恐縮ですが、それは当てはめの問題なので、解釈論の分かれ方ではなくて、解釈は同じなんだけれども、当てはめにより結果が異なる。個人的には、3条のところを解釈を分けるのは不自然な感じがしますが。

逢見委員 民間議員の提案という具体的なものが目の前にあって解釈するのは問題ではないでしょうか。

櫻井参事官 民間議員の提案も、個数とか何も言っていないし、個数についての判断も、結局ここではできないわけですね。何個だったらいいという判断は、まさにさっきの4条、5条の手續にのっとって政府が最終的に判断しないとわからないわけですから、ここで判断は下せませんよね。だとすると、そこを前提に書くのは適切なのかと個人的には思ひますけれども、あくまでも条件としては書いた方が、解釈論の書き方としては適切だと思いますが。

花見座長 そうすると、やめてしまえば時間は節約になりますが、残した方がいいという御意見はありますか。僕はかえってわかりにくくなるかなと。これをつくったらわかりやすいなら非常にいいけど。

櫻井参事官 おっしゃるとおりです。そうしますと、解釈1は、多分このままでいいということでもよろしいと思ひます。解釈2も、若干さっきような修文はさせていただいた上ですけれども、基本的には小寺先生がおっしゃっていることそのままなので、これはこのまま残していただいて、もしネットワークに関する記述がダブっているということであれば、これは消してもいいかと思ひます。あとのところは一度また見ていただきますけれども、小寺先生、特に問題なければこれで残させていただきます、これに加えて、逢見先生

の御意見を踏まえたものをもう一つ起こさせていただく方が多分いいんじゃないかと思うんですけれども。逢見先生の御意見をどう書けばいいかというと、「staff」は広く解すると、それから「無料」のところは委託費をもらっても無料ではないと。したがって、88号条約の中に民間委託した職業紹介機関を入れるのはだめだということですね。

それから、ネットワークの外に出しても、つながってはいけないということですね。3条のところはさっきのようにならざるを得ないと思うんですが、3条を違反する……。

逢見委員 「無料」の解釈2に立てば、まず1条違反になります。

櫻井参事官 ただ、「無料」の解釈2に立って条約違反となる場合でも、条約の外でやることは認められますから、この点では、公務員を広く解する場合と同じ議論になります。

逢見委員 これはハローワークと言えないんじゃないでしょうか。

櫻井参事官 今でも、例えば人材銀行はハローワークの一部と言っています。つまりハローワークという概念とILO条約の職業紹介機関が一致しなければならないということではない、今でもずれていますので。そこは場合分けをさせていただいて、逢見先生の見解に立つと、まず「無料」のところはだめだと、「staff」のところはこうだと。それからネットワークについてはこうだから、3条のところはこうである限りはこうだし、そうでなければこうだという整理になると思うんですけれども、そんなことでよろしいございますか。それとも、黄色の削除された部分を残すというのもあるかと思いますが。

そういう意味では、解釈4とか、解釈4A、解釈4Bというのは、具体的に御主張になっている方はいらっしやらないと思いますので、外してしまって、今の三つぐらいに分かれると。ただ、吾郷先生がそのところはどういうお立場かというのは、必ずしも私はよくわからないんですが。

吾郷委員 4A、4Bですか。

櫻井参事官 4A、4Bというか、今のよう三つに分けたとすると、その三つのどれかになるのか、あるいはそれ以外のお立場なのかですね。

吾郷委員 そのとおりですが、先ほどの数の問題の当てはめの問題であって、解釈の問題じゃないとおっしゃいましたけれども、それは、我々としては憲法には適用違憲なんていう言い方もありますよね。普通、条文あるいは法律自体としては、合憲かもしれないけれども、適用の仕方によっては違憲になることもあり得る、そういう判断を我々はサジェスションとして、そういう場合もあり得るんだということを言うのはおかしくないし、むしろ望ましいというふうに思います。

櫻井参事官 それはおっしゃるとおりですから、2でもそうなので、解釈2だって、繰り返して恐縮ですけども、これこれのケースでは条約違反の問題は生じない、と書いてあるだけなので、逆に言えば、これ以外のケースでは生じ得るということです。ですから、決して無条件であるというのはどこにも書いていないで、そういうことであれば、それを前提に解釈2なのか、あるいは今申し上げた解釈の3の方にお立ちになるのか。逢見先生と違いがあるのは、「無料」の解釈が多分違うんだと思いますけれども。

吾郷委員 そうです。そこが違ってきます。

櫻井参事官 そこは違いますけれども、「staff」のところは御一緒ですし、ネットワークのところは、どうお考えになるかちょっと。

吾郷委員 ネットワークは実はよくわからないんですが、最終的には、私の意見のところ、その青で書いたところ、ここさえちゃんと押さえられていればいいと思います。

櫻井参事官 12 ページでございますね。

吾郷委員 そうです、12 ページです。

櫻井参事官 資料2、第3版の12 ページ。これもよろしければ、このまま残してもいいと事務局としては考えていますが、要は、前の小寺先生などの意見とニュアンスは違いますけれども、言っていることが抜本的に違うということではない。前に書かれた小寺先生の意見も、要するに選択できるようになっていなければ、3条違反ということですので、無条件に3条違反と言っているわけではなくて、一定の要件を満たせば3条違反だと。後ろの吾郷先生などの御意見も一定の要件を満たさなければ、だめだということを言っているので、結論がそう抜本的に違うわけではないですけれども、ちょっとニュアンスのところ、重点の置かれ方が多分違うのだらうと思いますが。

小寺委員 ここの部分、吾郷先生の御意見でいいんですけれども、「政労使の協議の上で」というのは、これは第何条になるんですか。

櫻井参事官 144号条約の方ですか。

吾郷委員 いやいや、88号です。

小寺委員 「政労使協議の上で」というのはどこで読むんですか。

吾郷委員 4条「審議会を通じて適当な取極を行わなければならない。」、政策の立案についてですね。「組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極を行わなければならない。」

小寺委員 これは数の話まで含むという理解なんですかね。

吾郷委員 はい。

小寺委員 じゃ、これは根拠を書かなくていいんですか。第4条とか。

吾郷委員 4条の1と書いてもいいですよ。

小寺委員 4条1と書いた方がわかりいいですよ。

吾郷委員 よければ、その方がもっと明らかですね。

櫻井参事官 小寺先生の御見解でも、4条の協議は要するという理解でよろしいんですよ。

小寺委員 協議は要らないと私は思っています。

櫻井参事官 そうだとすると、資料2第3版の17 ページ以下をご覧いただくと、さっき申し上げましたように、解釈2というのがありまして、これは基本的には小寺先生の御意見だと思っているんですが、その最後のところ(18 ページの解釈3の上のところ)で、

「なお、この解釈による場合、民間提案を実現に移すに当たっては、条約第4条又は第5条に基づく手続を経ることが必要である。」と書かせていただいたんですが、これは要らないという御趣旨ですか。

小寺委員 要らないと思います。政策の立案ですから。

逢見委員 その前、「構成及び運営」とあるんですよ。4条の1の頭に。

小寺委員 職業安定組織の構成ですよ。

逢見委員 構成及び運営。

小寺委員 だから、4条がそこまで要求しているとは、私は思っていないんです。

逢見委員 それは解釈の違いと考えます。

櫻井参事官 そうすると、資料2の11ページの上から2つ目の「 」で、「数及び配置について」というところで、「手続的には、上記判断は、条約第4条又は5条に従い、政労使三者から構成される審議会に諮問した上で、各国の権限ある機関が行う必要があることで見解が一致した」と書かせていただいているんですが。

小寺委員 どこですか。

櫻井参事官 資料2の11ページの上から2つ目の「 」の「手続的には」のところ2行目ですけれども、「手続的には、上記判断は、条約第4条又は5条に従い、政労使三者から構成される審議会に諮問した上で、各国の権威ある機関が行う必要があることで見解が一致した。」この「上記判断」というのは、数及び配置についての判断というふうに文脈上読めるかと思いますので、もし小寺先生のおっしゃることだとすると、ここのところは、一致したということにならないのかなとも思うんですが。

小寺委員 審議会という話がよくわからないんですよ。審議会を通じて適当な取組みを行わなければならないと書いてあるんですけども、これは、前も議論があったように、advisory committees なんですよ。だから、これが日本の審議会であるなんていうような理解だと、それはそこまで要求しているものではないと思っていますので。

櫻井参事官 ここは、「4条又は5条に従い」と書いてありますので、審議会というのも、4条に出てくる審議会の意味です、日本の審議会ではなくて。そういう意味では、かぎ括弧かなんかつけたらわかりやすいかもしれませんが。

小寺委員 いやいや、いいです。この場合でよくわからないのは、私、下に書いたのはわかるんですけども、【逢見委員】というのがありますよね。これは逢見委員だけの意見かと思っていたんですよ。

櫻井参事官 どこでございますか。どの部分でしょうか。

小寺委員 「手続的には、上記判断は」と。

櫻井参事官 これは、ですから、「見解の一致をみた」までが全員の意見という整理になって、「この点につき」以下が……。

小寺委員 そうしたことなんですか。

櫻井参事官 ですから、もしそうでないということであれば、ちょっとここのところも

書きかえないと。

小寺委員 諮問した上というのが、ちょっとよくわからない。

櫻井参事官 例えば、数を幾つか減らすということをやるときに、労政審かどうかはともかくとして、いわゆる審議会ですね。審議会の……。

小寺委員 そのことが必要だと思えないんですけどね。

櫻井参事官 要らない？

小寺委員 はい。それはやってもいいですよ。しかし、条約上の問題じゃない。

櫻井参事官 ですから、条約上要るかどうかということですけども、要らない？

小寺委員 要らないと思います。

櫻井参事官 そうすると、見解の一致じゃないということですね。

小寺委員 あることで、見解が多数であったかなんかで。

櫻井参事官 小寺先生以外は、一応、これは要るということによろしいのでしょうか。数及び配置の変更……。

花見座長 政労使三者から構成される審議会というのは、条文上は、何も要求されていないですよ。だから、僕もむしろ小寺先生のところに近いね。

櫻井参事官 確かに「政」は書いていなんですね。

花見座長 労使は入っていきやいけないの。だけど、労使以外に何が入るかということは、何も触れていないですよ。だから、いわゆる三者構成を要求しているわけじゃないですよ。

櫻井参事官 政労使ではなく、労使……。

花見座長 労使代表が参加する advisory committees だね。

櫻井参事官 それを審議会と。それを前提に小寺先生は、そこは要らないと。

小寺委員 はい。

櫻井参事官 ほかの先生方は一応要るということによろしゅうございますか、それとも……。

吾郷委員 4条と5条の要件は。

櫻井参事官 前も申し上げましたが、4条と5条の関係がよくわからなくて、どこで読むのかなと。5条は一般的政策なので、これも一般的というと、一つ、二つ減らす減らさないまで本当に要るのかという議論はあり得ると思うんですけど。

吾郷委員 大問題だね。

小寺委員 僕もそう思って、4条、5条について、これが最低限の数のところにどのような意味を持つかというのは判断できない。

花見座長 僕も条約の解釈としてはおっしゃるとおりだと思うんですよ。そこまで細かいことまで要求しているとは到底思えない。特に職業安定組織の構成及び運営と、こういう日本訳に基づいて議論すると、サービスのオーガニゼーションですよ。

逢見委員 実際には一つ、二つ減らすのでも大問題になっていますよ。大変な騒ぎだと

思います。

花見座長 だから、オーガニゼーションのオペレーションというのは……。

櫻井参事官 今は実際上は、一つ減らすときにも、全部審議会にかけているんでしょうか。労政審で。

逢見委員 諮問はしていないと思いますけれども、報告はしていると思います。

櫻井参事官 報告というのは、条約でいうところの「諮問」なのでしょうか。

逢見委員 報告に異議ありということになれば、要求されれば協議にかけるということになるとは思いますけれども。

吾郷委員 それは日本の法律の履行であって、88号条約の履行ではないですよ。だから、日本でそうやっているからといって、必ずしもそれが条約の義務を満たしているかどうかはわかりませんから、もしかしたら、条約の義務の履行としては、そこまで聞かなきゃいけないという解釈はあり得ますね。

櫻井参事官 そうしますと、そこは必要だという御意見と、そうではないという御意見があったということで。必要はないというのが小寺先生と花見先生でいらっしゃいますでしょうか。あとは、吾郷先生は必要だということで、逢見先生も必要だと。

花見座長 これは見解が一致したというところまで3行削っちゃって、それでいいんじゃないですか。

櫻井参事官 削ってしまうと、最後に民間議員ペーパーについての議論をするときに、一応手続的に要るか要らないかも解釈を示しておいた方がいいと思うんですね。そうしますと、さっきの小寺先生の意見のときには、それも要らないということになるし、それから逢見先生とかをベースに書かせていただく、解釈3なのか、2なのか順番は別にしても、そこは絶対要るといふのを書かなきゃいけない。

小寺委員 私は要らないと言っていますが、別にやっても条約上の問題は生まれませんと思います。

櫻井参事官 もちろんですけど、やるのが条約上の義務かどうかという意味です。現実にやることは、もちろん、あり得ると思いますが……。

小寺委員 いろいろ平和にやっていただいた方がいいと思って。

花見座長 そこは、「手続的には」というところから「見解が一致した」というところまでは削らしていただいて。

逢見委員 削るのではなくて、必要だという意見があるんですから、両論書くということですね。

花見座長 見解が一致したというわけではないので。

櫻井参事官 「見解の一致」は削って、二つの意見を書きますから。

花見座長 逢見委員の意見は残しておくので、そこに吾郷さんがジョインするかどうかでしょう。

逢見委員 私の意見は、「この点につき」から下であって、上の3行は見解が一致したと

いうことでないのであれば、必要だという見解と必要でないという見解になると思うんです。

花見座長 じゃ、そういうふう書いて。

櫻井参事官 そこは二つに書きますので。

花見座長 吾郷先生は、逢見委員の後に書きますか、それとも、書かなくていい？

吾郷委員 二つの意見が前に出ていれば、その片方に入っているわけですから。

櫻井参事官 一緒に委員の先生方のお名前を入れさせていただくという形で。

山本委員 今のはそれでいいですけども、「一致した」のところは、そうじゃなくて、「この点につき」でつなげばいいわけでしょう。「必要があるとの点につき」として、見解を対比して書いているわけですね。それはそれでいいと思うんだけど、その後の方ですが、私はもっとあれなんだが、後の小寺・花見意見でも、それには同調できないのは、「必ずしも労働政策審議会でなければならぬ」という意味がわからないんですよ。条約で言っているのは、要するにアドバイザリーな取り決めをやれということを行っているだけなのであって。

花見座長 法律家はみんなそう思うんですが、それで、是非ここで御議論いただきたいのは、その後の4行、これは逢見委員がつけ加えられたんですが、これを書かれるのであれば、私の「資料2 参考（第3版後の花見座長意見）」というものの11ページをご覧くださいなのですが、これはほかのところもそうなんですが、大分いろんなところで繰り返し、ここで言われている advisory committees は現在、日本で行われている労働政策審議会だということを繰り返しいろんなところで逢見委員が指摘しておられますので、私はそれは間違いだと思いますので、11ページの最後のところに、「更にこれに対し、条約の解釈の問題と当該国における現実の慣行や取り扱いの実情の問題は別個の事柄でありこれを混同して議論することは誤りであり、条約の解釈としては、4条1項は『労使の代表者の協力のため』の advisory committee を通じて適当な arrangement がなされることを要求し、同条3項はこれを受けてそのような committee の労使代表はそれぞれの代表的団体と協議の上で同数任命することを要求しているに過ぎず、それ以上にこの committee が三者構成でなければならぬなど具体的なことは何も規定しておらず、加盟国の実情により『適当な』処置を要求しているに過ぎない」というのが私の意見で、「従って、わが国がこれまでのこの条約上の committee が労働政策審議会であるとしてきたとしても、4条の規定に適合する範囲内であれば、これを変更し別の committee を設置することも十分に考えうところであるとの指摘がなされた」、こういうふうに私は考えておまして、条約の解釈としては、いろんな committee があり得ると、それで参考のために、例えば188号は、官民協力の立場から、公的な職業紹介所と民営の職業紹介所の代表、それに労使代表を加えた機関の設立を勧告で奨励をしておまして、そういう点からいうと、勧告というのは、更に条約にプラスした政策を勧告しているわけですから、そうすると、こういった構成、つまり官民の紹介所の代表と労使団体を入れた committee、これは恐らく、現在の時点に

ついて考えれば、88号条約が要求しているようなナショナル・ネットワークを官民協力でやるという今の時代の要請に一番ふさわしいので、そういう4条機関だということが言えるだろうということを書いてありますので、どうしてもこれは繰り返し労働政策審議会がこれに当たるので、ほかのものはだめだよと、こういうことを繰り返し言われるのであれば、条約の解釈としては、それは成り立たないという意味で、ここに書かせていただくと。これは私の意見として括弧して書いていただいても結構ですが、そういうふうにも思っておりますので、これにつけ加えさせていただくということをお願いしたいと思います。

逢見委員 5年に一度、各国政府がどういう履行状況をやっているかという報告する中で、88号条約の4条、5条に該当する審議会として、日本では、当時は中央職業安定審議会、現在は労働政策審議会であるという報告をずっとしてきているわけですから、それを新たに別のものに変えるという場合は、それなりの理由が必要です。

花見座長 それは政策の問題で、その国でお決めになることだけれども、条約の解釈としては、現在置かれている審議会、いろんな国にいろんなものがあるんですね。それを変わるたびに違反かどうかというのは、もし問題にするとすれば、それはこの条文の趣旨に従って判断されるべきはずで、これは participation のやり方というのは、その国によって千差万別、各種各様のものがあるので、それを変わるたびに一々条約違反かどうかということが、もし問題にするとすれば、条約の規定に従って、条約が要求をしている最小限の要件を満たしているかどうかということで条約違反が称生ずるどうかを判断するので、この条文からいって三者構成だなんてことは言っていないし、労使の代表が入っていればいいというのが条約の最小限の要求なので、それを満たすものに変えたからといって、条約違反の問題が起きるということはありませんというものが私の解釈です。それをここに書かせていただくということです。

逢見委員 三者構成とは言っていないから、「三者構成でなければならない」という部分は削除しても構いません。

花見座長 だけど、繰り返しいろんなところで、労働政策審議会だというふうに、今やっているのなきやいかんと、こういうことを繰り返しいろんなところで書かれるから、それはそうではないよというのは、絶対ここで言うておかないと具合が悪いだろうと思います。88号条約の解釈として間違いですから、それは。

逢見委員 間違いとは言えないと思います。

花見座長 いや、間違いですよ。そんなこと、書いていないんだもの。

山本委員 今の花見座長の御意見をここへ加えて、今のような御趣旨のことを入れるということは賛成でして、かつ上の方の本文ですが、「との意見(逢見委員)に対し」と、「条約の解釈上、この審議会は、第4条の要件を満たしていればよい」との意見があったというふうに直されるのであれば、小寺・花見に加えて、山本を入れていただきたいと思えます。

花見座長 それは？

山本委員 本文、11 ページの上の方。つまり、ここでまた労働政策審議会でなければならぬわけではないと繰り返しおっしゃっているのは、ちょっと意味が通じないと思うんです。4 条のあれに合致すればいいということだと思っただけですが、そういう趣旨です。小寺さんは？

小寺委員 私もそれで結構なんですけど、ちょっと全体のバランス的にこの部分が膨らみ過ぎて。

花見座長 これは本来、私に言わせれば、条約の解釈ではない問題について、繰り返し「労働政策審議会でなければいかんよ、いかんよ」と、こういうふうに言われるから、こういうことになっちゃうので、報告書として望ましくないんですよ。これは前回、大体バランスのとれた報告書ができるかなと思っていただけでも、その後、急にいろんな点で意見が出されたものですから、したがって、あんまり間違っていることを書かれても困るということで書かざるを得なくなっちゃうので。

櫻井参事官 11 ページの上から 2 つ目の「 」は、「よい」の後、「必ずしも労働政策審議会でなければならぬわけではない」というところを削除して、山本先生のお名前を入れさせていただくということで、小寺先生と花見先生、よろしゅうございますか。

花見座長 はい。

小寺委員 はい。

櫻井参事官 山本先生、「逢見委員の意見に対し」とかおっしゃいましたでしょうか。

山本委員 そうそう。

櫻井参事官 「これに対し」というのを入れるということですか。

山本委員 逢見意見の括弧の次に、「に対し」。

櫻井参事官 「これに対し」。

花見座長 小寺先生がおっしゃるように、ここはあんまり細かい議論、こんなにアンバランスになっちゃうので、そういう点からいうと、11 ページの終わりから 7 行目から「これに対して」以下からは、スターマークで活字を落として、次のページ、12 ページの【花見】となっているところまでは活字を落として、逢見先生と私の意見をここに並べて書くということではいかがでしょうか。あんまり目立たないことになるので。

櫻井参事官 今おっしゃっているのは、参考 をご覧になっていますよね。資料 2 参考 の、これは花見先生からの追加意見ですけれども、今おっしゃったのは、11 ページの下の方に、逢見先生から「これに対し」というのがあって、そこから次のページの緑の最後に【花見座長】とございますところまでを字の大きさを小さくして載せたらどうかという御趣旨ですよ。

逢見委員 4 条の解釈に何で 188 号勸告が出てくるのかと疑問に感じます。

花見座長 88 号条約の 4 条、5 条というのは、employment service のジェネラルポリシーをどうやって決めるか、特に 5 条はそうですね。そういう点からいうと、181 号条約

ができたことによって、官民協力の体制というのがILOの基本方針になっているんですね。そういう時代の employment service のジェネラルポリシーを決めるためには、181号条約にも書いてありますけれども、更に進んで188号条約、そういう労働市場政策の基本について出されている勧告の中には、ちなみに、こういう advisory committee のアイディアが出ているわけで、そういう意味で触れているわけです。だから、188号条約の解釈として、180号条約ができたことに基づいて、それと同時に採択された188号勧告、これがILOの新しい employment service に関するポリシーを立てているわけです。だから、それを参考にして、こういうことも考えられるよと。私はそれが官民協力で労働市場、職業紹介を運営していく今の時代にふさわしいだろうと、そういうことを言っているわけです。

逢見委員 私は、そこはちょっと違っているんです。

花見座長 意見は違っていることはわかっていますよ。だから、そこは私の個人の名前を書くということです。

吾郷委員 一番すっきりしているのは、両方ともとっちゃう。

花見座長 労働政策審議会だよというのを全部ほかのところも削るなら、それでいいですよ。

逢見委員 こんなにたくさん労働政策審議会なんか使っていないですよ。

花見座長 何回か出てきている。これは88号の解釈としては間違いですから。

逢見委員 そののところだけでしょう。労働政策審議会であるということを書いているのは。

花見座長 いやいや、この上にもありますしね。

逢見委員 それは真ん中に反論があるから書いたんですよ。ここは事実として、ILOに報告しているというわけですから。

花見座長 だから、それは全く解釈が違うわけで、今の日本でこういう審議会でやっていますよという報告をしているわけですよ。それを書いてはいけないなんていう話は全くそれと別な話なんです。

逢見委員 書いていけないわけじゃないけれども、そこを無視して別のところでやったら、やっぱりおかしいんですよ。

山本委員 そういう理屈はおかしいと思います。

逢見委員 慣行として、そこは使われているわけですから。

花見座長 条約の解釈のことを言っているわけでね。何遍も言うように、それぞれの国の制度というのは、worker's・participationのための制度というのは、各種各様なんですよ。事実、次々と時代に応じて変わっているわけで、例えば、今フランスでソーシャルダイアログ、これはEUとの関係ですけど、ソーシャルダイアログの法制度を根本的に検討しているわけです。これは明らかに組織率が10%を切ったところで、一体、労働組合がソーシャルダイアログの代表者であるということはおかしいということで議論しているわけ

ですよ。だから、そういうことを頭に入れて条約を解釈しないと、時代の要請に応じた解釈ができなくなっちゃう。

吾郷委員 逢見さん、その上にちゃんと「4条の要件を満たす審議会は～労働政策審議会であると～(逢見委員)」というのがありますから、あえて、その次の4行を言わなくもいいし、その4行があるから花見意見が出てきちゃうので、そこまで議論が出てきていますから、逢見意見がここに出ていることで、この際……。

花見座長 ただ、そうなると、私の4条の要件を満たしていればいいので、必ずしも労働政策審議会でなければならぬわけではないというのは、ちょっと説明不十分になるので、もうちょっと詳しく書かざるを得ない。

吾郷委員 どうふうに詳しくなりますか。

花見座長 ここに新しく書き加えたようなことを簡潔に、もしこれで長過ぎるといふなら、簡潔に書くんですけれども、少なくとも注の括弧と小さい字では随分余計なことも書いてありますし、それからいつだったかここで申し上げたとうかわかりませんが、例えばILO条約の特色、ILOの目的なんて、2ページ、3ページの辺は、これは当たり前、特に2ページのILOの目的については、ILO憲章云々という、こういうのは常識なので、ここで特に書くことはあまり意味がないと思うんですけれども、逢見委員が主張されたので、残してあるわけです。こういう点からいって、バランスからいって、この程度私が意見を書いても、別に構わないというふうに考えます。

逢見委員 ここは基本的な問題であって、ILOの目的についてきちんとまず最初に言っておかないといけないという意識があったわけです。というのは、民間議員の提案の1番のところに、注をつけて、「各地理的区域について十分な数であり、便利な位置にあることだけである」と書かれています。ILOの規定は、これだけだというふうに解釈されたら、そもそもILOの目的が何なのかというところから見ていかないと、この条約の意味がわからないから。

花見座長 それだったら、基本的人権に関係あるということだけでいいので、こんなにフィラデルフィア宣言なんて引用までする必要はないわけで。

逢見委員 みんながそういうことをわかっている人たちが集まってやっているならいいですが、これが発表されたときにはILOの目的なども記しておく必要があります。

櫻井参事官 いずれにしても、そこは残すということで御異論がなかったかと思ういますので、それを前提に是非……。それぞれ注か何かに入れるとかいたしますか。解釈論ではないというのは、恐らく……。

逢見委員 注でもいいですよ、そこはさっきの4条の審議会の名前でしょう。

花見座長 注か、あるいは活字を落すかなんかにしましょうか。

そうすると、下に戻りまして……。

櫻井参事官 もしよろしければ、ほかのところを御議論いただくということで。もちろんまたこの点に戻っていただいてもいいかと思えますけれども、事務局から若干、よろし

ゆうございますか。

花見座長 はい。

櫻井参事官 一つは第3版をご覧いただきながら、第3版というのは資料2でございます。資料2が皆さんにお配りしたもので、それに対して、今の参考①を花見先生からいただき、更に参考 というのを逢見先生から本日いただいたものでございますので、御参照いただければと思います。

初めに逢見委員の方から、黄色のところですけども、「ILO88号条約では云々」ということで、もともと、私どもハローワークの本体等の職業紹介事業の民間委託はILO条約に違反すると書いてあったんですが、ここはより正確にということ直したらどうかという御示唆をいただいております。私も正確に直すのには全く異存はないんですが、もし正確にするのであれば、実はここで引用されているのは、条約上の論点の一つだけなんです。これは参考資料編の中に引用されたものが書いてございますが、参考情報が言うと、80ページから多分引用していただいたんだと思うんですが、88号条約との整合性については、(1)、(2)、(3)と三つ論点があるわけです。ですから、ここだけ引くと逆に厚生労働省がおっしゃりたいことの一部だけになってしまいますので……。

逢見委員 別添参考資料78ページの下、「厚生労働省の見解」の冒頭部分を引用したんです。これが総論的な紹介だろうと思ひまして。

櫻井参事官 なるほど。そうですか。ただ、厚生労働省の見解は、その下もあるわけですね。ネットワークを構成しないかどうかというのもポイントだということも、これは全部見解で組合わさっていますから、78ページの一番初めの見解だけで、厚生労働省の言いたいことが尽きるわけではないわけですね。ネットワークということも議論になっているのは、下の方を見ていただくとわかりますから。

逢見委員 そうすると長々と文章が続くことになりますね。

櫻井参事官 そうだと全部引かなければいけないので、それはどちらでも結構なんですけれども。

逢見委員 僕は最初の頭の4行ぐらいはちゃんと引用しておいて方がいいんじゃないかなと思ったんです。

櫻井参事官 ですから、ここはもし正確にということであれば、全部引用するとか。

小寺委員 これはどこですか、今議論されたところは。

櫻井参事官 資料2 第3版の1ページ目の初めの黄色のところでございます。冒頭の黄色、その引用をどうするかという、かなり技術的なお話でございます。よろしゅうございますかね。民間議員のところ、より正確にという御趣旨ですけども、これは特にこれよろしいでしょうか。

花見座長 これはILO条約の規定は現状のままで、具体的な解釈が以下のように変更できないかという、これですね。実は正直いって、あまり意識していなかったんです。申し訳ないけれども、民間議員の提案というのは①と だと思って、それについて、88号条

約の解釈を出しなさいというのが、大臣の諮問の趣旨だというふうに思っていました、ここでどういうわけか、この2行も入れると、こういう意見が出てきたので、改めて見たら確かに書いてあるんですね。

櫻井参事官 参考資料編の22ページにもとの民間提案がございます。ご覧いただければと思います。

花見座長 しかし、これは私から言わせると、とんでもない話という、あれですが、つまり、何か既定の解釈があって、それを変更すると。変更できないかどうかということ、を我々に諮問されたということになると随分変な話で、具体的な解釈を以下のように変更するという、変更の前の解釈というのは、これは誰が……。

八代諮問会議議員 これは厚生労働省の解釈という意味ですが。

花見座長 厚生労働省の解釈という意味ですね。そうすると、厚生労働省の解釈を変更するかどうかなんていうのは、我々としては、そんなことは問題じゃなくて、88号条約をどう理解するかということが問題だと思うんで……。

八代諮問会議議員 もちろん、それでも結構です。

花見座長 つまり、解釈が一般的に規定のものとしてエスタブリッシュされていて、それを変更するというのは条約の解釈としておかしいわけで、条約の解釈をどうするかということ、を山本先生初め、国際法の権威の方にお伺いするというのが、この懇談会の趣旨だというふうに私は考えておりましたので……。

八代諮問会議議員 それと別に変わりはないのでは……。

花見座長 多分、それは民間議員の気持ちとしては、それでいいのかもしれないけれども、ここにわざわざ書かない方がいいので、書くと非常に不見識な懇談会だなと。

逢見委員 22ページは既に出された提案ですから。これに基づいて大田大臣が呼びかけたんです。

花見座長 いやいや、だけど、今までなかったものに、なぜここでわざわざ加えるのですかこれをなぜここに書くんですか。今までずっとなかったんですよ。

逢見委員 なかったんじゃないかと、もともとあったんです。

櫻井参事官 事務局が御指摘の部分を入れなかったのは、その下を見ていただくとわかりますが、大田大臣の御発言は、民間議員から御提案があった「二つの点」について検討してほしいということだからです。そういう意味で、議論の対象は①と なんです。その前と後は言ってみれば前文と注釈なので、大臣の御発言の趣旨を踏まえれば、二つの点についての条約との整合性がポイントですから、そういうことで二つだけ書かせていただきましたが……。

花見座長 これは突然出てきたので、えっと思って、ほとんどのけぞって、こんなののみっともないから、それを書かないでもらいたい。

逢見委員 第1回的时候に、20ページ以降の資料はついていましたよ。これで第1回的时候にやったんですから、それを今さら見ていなかったとかという話じゃないと思いま

すよ。

花見座長 資料はくっついているけれども、こういうふうにかかれちゃうと、非常に見識のない委員会だなという印象は免れないので、なぜここで急につけるのかというのは、あまり説得的な説明がないので。

八代諮問会議議員 下の大田大臣が言っていることとダブルなので、だから大田大臣の言われているとおりのことを書けばいいわけですね。

花見座長 国内でも解釈が分かれているというのならばわかるんですよ。

櫻井参事官 事務局としては「二つの点」と言われているので、その二つの点を書かせていただいたということで……。

花見座長 いろんな解釈があり得るわけで、それについて先生方の御意見を伺うと。こういうことならいいんですけども。

小寺委員 ちょっとよろしいですか。

花見座長 解釈を変えろという話で諮問を受けるというのは、甚だおかしい。

小寺委員 これ、提案なんですけど、括弧でここだけ妙に括弧してあるんですね。民間議員提案だけが鍵括弧で。しかし、我々は民間議員から、八代先生を目の前にして申し訳ないんですけど、八代先生から諮問を受けたわけじゃないんです。

櫻井参事官 そうです。大臣からの諮問です。

小寺委員 だったら、むしろ鍵括弧するべきは、大臣の諮問の話の括弧ですべきで、これだと民間議員の提案をここで議論しているような気分に見えて、そして花見先生のおっしゃるような話につながっていくんじゃないかと思うんです。

櫻井参事官 そうすると、むしろこれをやめてしまって、その次のところですよ。まさに民間議員から御提案のあった二つの点が云々とあって、じゃ、民間議員の御提案のあった二つは何かというと、その下に書いてあると。

小寺委員 その方が自然です。

櫻井参事官 そうすると、黄色のところは入れない方が自然ではあるんですけど。そういうロジックであれば。

花見座長 そうしていただいた方が懇談会の趣旨の頭を書くのにはふさわしいと思うんです。

逢見委員 これが最初に配られたので、このことを念頭に置いた懇談会だと思っていたんですよ。

山本委員 失礼な言い方ですけども、民間議員のおっしゃっているように、解釈を変えろとおっしゃるんだったら、私は参加するのはお断りしました。既にエスタブリッシュしている解釈があって、それを変える役割として、我々が来るんだったら、最初からここに入りません。

花見座長 山本先生は絶対そういう御理解だったと思って……。

八代諮問会議議員 そこは解釈がエスタブリッシュしているという見解はとっていない

のです。ただ、これまでは厚生労働省の解釈しかないもので、それと違う解釈があるかどうかを検討していただきたいということです。厚生労働省の解釈に疑問があるからこそ、こういうことをお願いしているわけで、誰も文句を言わない解釈が存在しているということではないわけです。ちょっと、これ表現が足りなかったかもしれません。

花見座長 民間議員の提案について文句をつけているわけではなくて、この委員会の趣旨がエスタブリッシュした解釈を変えることができないかという、そういう諮問というのは、ちょっと考えられないので……。

櫻井参事官 下に書いてあるのが大臣の御発言ですから、大臣は「民間議員から御提案のあった二つの点がILO条約に抵触するかどうか」を検討してほしいとおっしゃっているだけで、解釈を変えろとの御発言ではありませんので。したがって、それを前提として上で、後はどう書くかというだけの話だと事務局としては理解しているのですが。

八代諮問会議議員 これは諮問会議に出した文書ですから、そこはまた違う趣旨で書いてあるわけです。

小寺委員 逢見委員のおっしゃっている点だったら、平文にしちゃえばいいんじゃないですか。こんな括弧をしなくてね。ばあばあばあと書いてね。

逢見委員 平文？

小寺委員 つまり、「……につき民間議員から提案が行われた」と言って、ILO条約云々かんぬんを書いて、普通の文章の中に入れ込んでいって、それで同会議では大田大臣から何とかがあり、そこにある二つというのは、上のこの二つですとあって、そこだけ丸で囲めばいいじゃないですか。大田大臣は別に何も解釈を変更しろなんて言っていないわけですから。

花見座長 大田大臣の言い方では、国内で解釈は分かれていると、それについて意見を聞きたいという、それならすっきり、ぴったりくるんですけども、解釈の変更なんかは……。

山本委員 前回までの報告書案の未定稿、それでいいですよ。それに黄色が入ったから、黄色が入るということは、これはアンフェアです。

逢見委員 20ページの開催要綱、これに基づいて開かれているわけですよ。開催の趣旨が、ハローワークへの市場化テスト導入に関して、平成18年11月30日の財政諮問会議によって民間議員からなされた次の二つの提案、別紙1と、そしてILO88号条約の整合性について検討を行うこととなっています。

櫻井参事官 ここは別紙1の中の二つの提案だけを引いているので……。

逢見委員 それで別紙1で……。

櫻井参事官 仮にそうおっしゃるなら、今度は、別紙を全部書かないと不完全だと言うことになりますが。別紙1は、導入の必要性からすべてを意味してしまうので、ここで「(別紙1)」とあるのは、あくまでも二つの提案が別紙1の中に書かれてるので、別紙1を見てください、という意味ですから。

逢見委員 そうですか。

櫻井参事官 次の二つの提案ですから。

逢見委員 3 .にある「市場化テスト導入のための新提案」というのがセットでしょう、22 ページに二つあるということであって……。

櫻井参事官 次の二つの提案ですから。民間議員からなされた次の二つ提案で、では原文はどこにあるかと言えば、別紙を見ていただければ、こう書いてありますというのがわかるということです。

小寺委員 これを括弧に括って入れればいいんじゃないですか。「ハローワークILO条約」云々。

櫻井参事官 開催の趣旨と。

小寺委員 はい。いいんじゃないでしょうか。

櫻井参事官 それでよろしければ。

小寺委員 これで我々集まっているわけですから。

櫻井参事官 これがもともとの開催要綱で決められていることですから。

花見座長 そうですね。この開催の趣旨というのを、ここの枠の中に入れるということによろしいですか。枠の中でなくてもいいけど、ずっとここは枠の中でやってきたでしょう。

櫻井参事官 これに関しては、むしろ、こういう経緯があったと。諮問会議でも大臣からの発言があって、これを踏まえて以下のような趣旨で開催することとなったとって、開催の趣旨を入れると。それは四角括弧で全部入ると。それでよろしゅうございますか。

花見座長 それとあともう 10 分足らずになりましたが、時間延長は別として、あと議論しておくべきことは……。

櫻井参事官 2 ページで、これも前書きのところなんですけど、A 案、B 案と二つ書かせていただいております。ハローワークに関する市場化テストについての立法・政策上の判断については、本報告書を一つの素材として、政府内において総合的に検討される必要がある。この点については、前回の議論がこんな風であったかと思い、このように書かせていただいたのですが、小寺委員の方から、以下のような形に直したらどうかという修正案をいただいておりますので、両案を併記させていただいております。

逢見委員 小寺先生、立法をとったというのはどういうことなんですか。

小寺委員 語呂が悪いと思っただけなんです。立法と政策と二つ、つまり、立法も政策の中身なので、これは実際、実現されるのは、議会で実現されるのか、もしくは行政府で実現されるのか、これらはともに政策の問題なので、あえて立法なんていうことは触れなくても、別に日本語としてはずっと流れるなと思ったわけです。

もう一つは材料としてというよりも、「踏まえて」の方がより重みがあるなということです。

逢見委員 第 2 回目のときですかね。民間議員提案をやるとしたら、職業安定法の改正

が必要ではないかというときに、八代先生から、いや、これは法改正しなくてできるんじゃないかという意見があって、そういうことであれば、立法という部分も入れておいた方がいいんじゃないかと私は思って、そういう意見を申し上げたんです。

小寺委員 立法と政策が「・」でつながっているんです。並行的な意味は持たないですよ。

櫻井参事官 ここに「・」をつけると、立法上の判断及び政策上の判断ということになりますね。

小寺委員 だったら、立法行政上の判断という、立法と行政……。

櫻井参事官 政策というのは、行政上の政策もあり、立法的な政策もある、その意味で、政策には立法も含まれる。小寺先生はそういう御趣旨でしょうか。

逢見委員 立法と並ぶのであれば、行政ですね。

小寺委員 はい。立法との対応では行政。

櫻井参事官 政策上の判断で立法政策も含むとかと入れますか。

小寺委員 もちろん、それはそうです。結構です。

逢見委員 括弧して立法政策も含むと。

櫻井参事官 実はその前もそうなっていて、ここは修文の意見はなかったんですが、そういう意味では、なお、A案の前のところでも立法・政策上の判断・提言を行うものではないと書いてあるので、いずれにしても、そういうことであれば、ここを立法・政策上の判断・提言と直して、立法上の判断・提言を含むとしておいたら、あとはそれで政策上でいってしまうということに、この方が素直だと思いますけれども。

山本委員 要するに、法律をつくれということですね。

櫻井参事官 そうです。法律を変えなければいけないかもしれないということですよ。

山本委員 変えなければいけないかもしれないということであって、ここで言うと、それは議論になりますね。

櫻井参事官 ただ、判断を含むなんで……。政策上の判断……。

山本委員 市場化テストの是非について具体化するに当たって……。

櫻井参事官 具体化するに当たって……。

山本委員 立法（何とかを含む）なんていうと、ギラギラする。

小寺委員 「市場化テストの具体化に当たって」というのでしたら、ずっと流れますね。

山本委員 しかも行政機関を縛っているのか、議会の縛っているのかわからない。場合によっては裁判所を縛るかもしれません。

逢見委員 個々の議論の経過は、あくまでも条約解釈をやっているんだから、立法政策判断は別のところでやってくださいと。

櫻井参事官 そういうことですね。書きぶりだけの問題だと思います。御理解は皆さん御一緒だと思っています。

小寺委員 一番すっきりいく山本先生の案に賛成なんです、「ハローワークに関する市

場化テストの具体化に当たっては、本報告書を踏まえて」と。

櫻井参事官 むしろ検討に当たってはとか、是非の検討に当たっては、本報告書を踏まえて、政府内で総合的に、検討はダブっちゃいますけどね。

むしろ、市場化テストの具体化の是非については、あるいは市場化テストの是非については、本報告書を踏まえて、政府部内で総合的に検討されることが期待されるというふうにしてしまっても、政策上は落してしまうと、それであればよろしゅうございますか。

逢見委員 具体化の是非ですか。

櫻井参事官 市場化テストの是非については、あるいは具体化を入れてもどちらでもいいですけども、入れた方がよろしいですか。

吾郷委員 入れない方がいい。

櫻井参事官 そうしますと、前の立法・政策上の判断・提言はこのままでよろしいですか。「なお、本報告書は……」云々のところは、「立法・政策上」となっていますけれども。

小寺委員 これも変えていただいた方がいいでしょう。

櫻井参事官 どう変えますか。

小寺委員 市場化テストの是非じゃないですか。是非の判断については……、あっ、ごめんなさい。整理したものであり、これどうなるのかな、政策上のになるんじゃないですか、そうしたら。

櫻井参事官 普通は政策上だと非常に素直なんですけれども、ただ、そこは逢見先生が言っておられます……。

小寺委員 政策上の判断でしょうね。

櫻井参事官 立法・政策上じゃまずいですか。

小寺委員 立法・政策というのは気になるんですよ、言葉として。立法政策・行政政策上の判断と並びます。逢見委員 やはり法改正を伴うのか、法改正しないで行政ができるのかということは……。

櫻井参事官 そこは中身について、これから検討しないとわかりませんし……。

逢見委員 これからの問題だけでも、立法という言葉が気になります。

櫻井参事官 普通は、政策と言ったときには、立法政策も入るとは思いますが。行政府が政策的に判断するとき、法律を変えないことを前提に議論しているということではなく、そういうことも必要に応じ視野に入れながらやる、ということだとは思いますが。

逢見委員 もう一つ、国内で議論するとき、憲法の問題ですよ。27条の勤労権というのをどう考えるかということがあって、そこも国内で議論するときには重要な視点なんですよ。だから、それはここでは扱わない。

櫻井参事官 憲法上の判断というのは、今の立法・政策上の判断でも、憲法上の判断は入らないですよ。

逢見委員 その場合は何て言えばいいんですか。

櫻井参事官 憲法上の判断というのは恐れ多いというか……。

山本委員 労働政策上の判断じゃ狭いんですか。立法なんてやめちゃって。

櫻井参事官 労働政策上という、政策を更に限定するイメージにはなりませんね。労働政策という、ちょっと違うかなとも思います。

山本委員 難しいですね。我々の言っていることも、要素としては立法論的なものがないわけではないですね。場合によっては法の改正を伴うということもあり得るわけだから、という意味もあるものですから、自分を縛っちゃうから難しい表現なんですね、ここのは。まあ、いいでしょう。

櫻井参事官 あくまでも条約解釈上の見解を整理したものに過ぎないと。ハローワークに関する市場化テストの是非については、本報告書を踏まえて、政府部内で総合的に検討されることは期待されると。

小寺委員 それでいいんじゃないですか。

花見座長 A案はそもそも出ていて、小寺先生がB案にしようと、こういう意味ですね。

櫻井参事官 上の立法政策も同じようにという御趣旨ですね。

小寺委員 下は変わったんですね。

櫻井参事官 下は「是非については」ということで、本報告書を踏まえて、本報告書を踏まえて、政府内において総合的に検討と。前のところは、もしあれでしたら条約解釈上の見解を整理したものに過ぎないというの、ちょっとあれですかね。

小寺委員 条約上、整理したものであると。

山本委員 条約上の見解の整理に留めたものであると。

櫻井参事官 吾郷委員、いかがでしょうか。それで、今のような形でよろしゅうございますか。

吾郷委員 ええ。

櫻井参事官 あとは小寺先生にお直しいただいたのは、小寺先生から御紹介いただいたところなので、基本的にこのままで、2ページのところの下の方ですけれども。

小寺委員 はい。

櫻井参事官 2ページの下の方は、小寺先生が御発言いただいたところを小寺先生に直していただいていますので、よろしければ、このままで。

小寺委員 入れただけですよね。

櫻井参事官 はい。それから、あとは5ページ、私が申し上げているのは、資料2 第3版の5ページの88号条約違反となる政策を実施した場合の責任は厚生労働省が負うという達見先生の御見解。それに対して、小寺先生の方から日本国が負うという御見解。ここは書くかどうかを含め御判断があると思いますけれども。

小寺委員 これについては花見先生からまた別の御見解が。

花見座長 基本的には小寺先生と同じで、厚生労働省なんていうのは全く間違いで、厚生労働省を含めて政策実行をした、国内的にはいろいろあると思いますね。厚生労働省もあるだろうし、予算をつけた財務省もあるだろうし、それを決めた国会もあるだろうし、

それこそ、それを決めた政策審議会も責任があるというので、これはなぜ厚生労働省が負うと。厚生労働省だけ出てくるのか。意味をなさないで……。

逢見委員 ここでは 88 号の議論をしているわけですから、違反行為というのは、国の職業安定行政にかかわる 88 号違反行為なんです。それは厚生労働省の責任です。

花見座長 違反の責任というのは国が負うわけです。条約のアドレッサー(名宛人)というのは、条約を締結した国、国際組織の条約の場合は加盟国、いずれにせよそれは国で、国の一部というのはいりえない。

逢見委員 違反を実施したことが問われるんですよ。そういう違反である政策を実施したことは問題になるんです。

花見座長 88 号条約の違反というのは、それをやった人個人、あるいは国の中の様々な部局の責任が問われるんじゃないなくて、全部国の責任なんです。国際条約というのは、そういうものでアドレッサーは国ですから、その一部の省庁が負うというのはナンセンス。だから、もし書くとすれば、日本国が負うといわざるをえない。しかし、そんな当たり前のことをわざわざ書いたら笑われるからやめた方がいいというのが、僕の考えなんです。

小寺委員 私も実は、この点議論したことが全くなくて、急にこの版に出てきたので書き足しました。エレガントにはなしが一番です。

逢見委員 このことが違反であるかどうか問われることはあり得ると思っっているんです。

花見座長 問われた場合に、問われるのは日本国。

逢見委員 いや、違反を実施した行為なんです。

山本委員 それは国ですよ。

逢見委員 ハローワークを民間に委託したことが……。

花見座長 それは国内における政治責任とか何とかいうのならばわかるけれども、今は条約の議論をしているので、条約違反の責任は国以外には考えられないですよ。

八代諮問会議議員 例えば、こういうことを書いたら外務省からクレームが来る可能性はないですか。

逢見委員 政策を実施した場合の責任ですから。

花見座長 何で厚生労働省だけが……、政策の実施には、いろんな機関が、国じゅう様々な機関がかかわってくるわけですから。立法やった議員も責任もあるだろうし、仮に労働政策審議会で決めたら、そこもある。すべてあると思う。財政が伴うとしたら、それは財務省の責任もあるし、何から何まである。そんなの意味ないですよ。

山本委員 こういう文言を入れちゃうと、厚労省がこういう実施についての責任を負わされるから、今度の提言のこの部分は嫌だとか、そういう政策を提示されることは困るかと言いますよね。

花見座長 これは何のために書くのかわからないし……。

逢見委員 ILO 条約が違反となるのか、ならないのかを民間提案が違反となるのかどうかを判断しているわけですから、違反となった場合のことについても記載しておくべき

だと思えますね。

花見座長 何で厚生労働省だけに責任を負わせるんですか。

逢見委員 だって実施主体は厚生労働省、職業安定行政にかかわる政策ですからね。

八代諮問会議議員 逢見さんの意図は、だから厚生労働省の有権解釈が唯一であるということにつながるわけではないですか。少なくとも、向こうはそういうふうに言っています。自分たちが責任を負うから、自分たちの解釈を取ってくれと。

逢見委員 違います、違いますよ。厚生労働省が唯一絶対の解釈だということは何も言っていない。ただ、実施した場合の責任は、どこに所在するかということをはっきりしておいた方がいい。

櫻井参事官 責任は何の責任のことでしょうか。国際法上の責任をおっしゃっているのか、政治的責任をおっしゃっているのか、損害賠償責任をおっしゃっているのか。この懇談会で議論しなければいけないのは、国際法上の責任だと思うんですが。

吾郷委員 私が言うのも何ですが、逢見さんが言おうとしているのは、実際に違反が問われる危険があると。その場合、誰があれするかというと、厚生労働省がILOに行って説明しなきゃいけないんだと、矢面に立つんだということだけれども、そうじゃないんですか。

逢見委員 まあ、そういうこともあるし、国内で問われることもあると思うんです。

花見座長 国内の責任は当然あるでしょう。だけど、ここは、今、条約違反の責任という話なのでね、国内の話は書くことないんだと思うんです。

逢見委員 両方並べて書いてもらってもいいですけども、やはり、政策の責任所在というのは、ここは内閣府の所管する懇談会ですけども、そこは、政策の実施責任は持っていないわけでしょう。

櫻井参事官 うまく言えないんですけども、厚生労働省が実施する政策であっても、例えば閣議決定に基づいて実施する場合もあるわけですね。そういうときに、厚生労働省だけの責任なのかという点もあるかと思えますし。

山本委員 少なくとも、「他方」以下の小寺さんの意見は、ある意味で言わずもがなだから切っちゃった方がいいと思えますね。逢見委員のおっしゃることを残すということであれば、逢見委員のお名前を出して、かつ懸念しておられる事態を入れた方がいいと思えます。こういう事態が懸念されるのでと。これはお一人の意見で。

櫻井参事官 ただ、「他方」以下を消してしまうと、委員の御議論の分かれ方がわかりにくくなるような気もいたしますけれどもいかがでしょうか。

事務局 議論が分かれている部分は、「責任」という言葉の概念のとらえ方がかみ合っていないから、逢見先生がおっしゃっているような形で概念を明確にした上で、残すか残さないかという御判断いただく方法もあるのではないかと思います。要するに、逢見先生は、国際法上の外国、あるいは国際機関との関係での責任というものとは、ちょっと違ったところについてお話しされているわけですから。

櫻井参事官 逢見先生の御意見だけを残す方がよろしいでしょうか。

小寺委員 山本先生がおっしゃったように、ちょっとパラフレーズしていただいた方がいいでしょう。

櫻井参事官 逢見先生の意見を。

小寺委員 懸念の点をね。今のままではちょっとわからないんですよ。

花見座長 全然今まで議論していなかった問題で、突然出てきていますから、逢見先生にもうちょっと敷衍して書いてもらうとなると、もう一回議論しなければいけないですね。

山本委員 サブスタンスにかかわることだからね。

逢見委員 もう一回議論してもいいですけども、ここは残すべきだと思っているんです。

花見座長 これは国内の政治責任だったら書く必要ないし、条約の違反の責任だったら、小寺先生の言われたとおり国の責任で、それは山本先生おっしゃったように書く必要はないわけで、だから、書くと、むしろ報告書のクレディビリティが低下する。法律の専門家が集まって何を言っているかと笑われるような気がするし、そもそも意味のないことを書いてもしょうがない。

逢見委員 違反となるかどうかという判断をして、そのとおりやったら、やっぱり違反だということになったとき、一体どこがどういう責任を負うかということ、一つは条約上の責任もあるけど、そのことで被った、被害が出た場合の問題もありますよね。

櫻井参事官 仮に被害が出た場合には、国家賠償法に基づき、国が賠償責任を負うということになるのではないのでしょうか。

花見座長 この懇談会の守備範囲を大きく超える問題だと思いますね。

では、時間がありませんから、逢見さんだけの少数意見なんで記載はしないと。

櫻井参事官 さっき山本先生から御示唆をいただいたように、もうちょっと御懸念の点がわかるように書いていただければ、それがありがたいということかと存じます。

花見座長 書いていただいて皆さんの意見を。

櫻井参事官 それに対して、またコメントをいただけますか。

山本委員 コメントというのは、ジョインするかどうかということでしょう。個別意見だからね。

花見座長 賛成か反対か言ってもらって、反対が多ければ落すということできましよう。

山本委員 私はお一人でも頑張っておられるから載せた方がいいんじゃないかと。あとは内容を見て、俺も入るよという人がいたら、それはそれでいいよということだと思えますけどね。

櫻井参事官 少数意見でも、これは入れるという前提でやっておりますので。お一人の意見でも入れると。

花見座長 そうすると、反論を書きたい人は書くと、こういうことになるんだよね。だ

から、切りがなくなるんだよ。少数意見をあくまで書け書けという切りがなくなっちゃうんだ。それでいいですけど、じゃ、そうしましょう。

櫻井参事官 もし敷衍する点があったら、御連絡をいただいくということで。

山本委員 小寺さんの方は削っちゃっていいですね。

小寺委員 はい、結構です。

花見座長 この点は、ちなみに私のあれでは5ページのところに、そもそも条約の義務の履行は加盟国たる国が負うので、条約違反となる政策が行われた場合の国内における責任は、政策を決定し、実施したものが負うことになり、法改正を伴ったり、予算措置を含むとすればその議決をした国会、その法律を実施した厚労省、予算をつけた財務省などなどに責任があるが、これは政治責任の話であり、条約の解釈は全く関係なく、本懇談会の任務と何の関係もないことであるから指摘は不相当であると。「何のためにわざわざ厚労省の責任などを指摘するのか全く意味不明である」というふうに、私、書いておきましたけれども、もし逢見委員が、意見をあくまで書けということであれば、私の意見として、こういうことを書かせていただきたいということで。いいですか。

逢見委員 はい。

花見座長 今のことと関係するんですが、資料2の11ページの下から3行目のところで、「指摘があり、この点で見解の一致を見た。この点について、たしかに審議結果は法的に政府を拘束するものではないが、大臣はこれを尊重すべき」と、この大臣というのは何大臣を言われるんですか。

逢見委員 4条の審議機関を所管する大臣です。

花見座長 これも厚生労働大臣ですか。

逢見委員 私の説によれば、現在は労働政策審議会ですから労働政策審議会ですが、花見座長の説では、新たなものをつくるという場合は、それを所管する大臣であると思います。

花見座長 大臣というと、全部入るのか。

逢見委員 いや、所管する大臣ですよ。

花見座長 じゃ、所管大臣、そういう意味ですか。

逢見委員 はい。

花見座長 じゃ、所管大臣と書いた方がいいですね。

小寺委員 ちょっとこの点なんですが、所管大臣がこれを尊重すべきだというのは、根拠はどこにあるんでしょうか。

逢見委員 法的には拘束するものではないけれども、根拠はありませんけれども、例えば、この大田大臣の懇談会で我々が報告を出したときに、多分、大臣は皆さんの御報告を尊重させていただきますと答えると思うんです。尊重しませんと答えたら、我々はやってられないよということになるんじゃないですか。

小寺委員 法的観点から「尊重する義務」というのがあるんですよ。だからILO88号

条約から尊重義務が出てくるとしたら、どこから出てくるのかなと思ったんです。

逢見委員 法的に拘束するものはないが、しかし尊重すべきであると言っているんです。

花見座長 当たり前なことなんで、わざわざ何でここに書くのかというのがわからない。

小寺委員 尊重すべきというのが、shall の意味だとすると、結構法的に強いんですよ。

山本委員 しかもその前のところだって、「法的に政府を拘束するものではないが」なんて言っているけどさ、これだっているんなインプリケーションがありますから、我々の方から吟味してないがなんて言うことはないの。

逢見委員 4条、5条で審議会ということを書いてあって、確かにここには政府が尊重しろとは書いていないけど、しかし、4条、5条でつくった機関が答申を出したら、やっぱり尊重すべきなんじゃないですか。

花見座長 それは当たり前なことなんでね、何でここでわざわざ書かなきゃならないのかわからない。ここでイシューはね。advisory committee というのは、そういうものじゃないよと。単なる助言機関だよということを言っているに過ぎないわけです。

逢見委員 上に「その審議結果が政府を拘束するものではないとの見解が示された」とあるからです。助言機関であっても尊重すべきだと思います。

花見座長 それは当たり前ですよ。

逢見委員 当たり前でも、見解として書いておいていいんじゃないですか。

花見座長 あまり当たり前のことを書くとみっともないということです。

櫻井参事官 小寺先生、法的な意味で尊重義務が発生するということが、あり得るのでしょうか。逢見先生がおっしゃりたいことは、おそらく、88号条約の解釈として法的な尊重義務が出てくるということではないように思うのですが。

小寺委員 尊重義務って、例えば外交関係条約では、外交官は接受国の法令を尊重しなければいけないというように規定されています。

櫻井参事官 shall 何とかとあるので。

小寺委員 shall respect というのは、shall comply with よりは軽いけれども、相当な重みがある義務です。

逢見委員 あると、そんなに見識を疑われるような内容ですかね。

小寺委員 見識を疑うというか、つまり、この報告書では条約の解釈だけをやるというように一番最初に書いたので、それとの関係で、条約解釈以外の部分にまで踏み込んでいようとらえると、かえって報告書の意味がなくなってしまうんじゃないかと思っただけです。

櫻井参事官 「条約の解釈論ではないけれども」とか入れますか。これは条約上の解釈の問題ではないかと。

逢見委員 それでもいいですよ。

山本委員 そういうことよりは、むしろ第4条の要件のとらえ方が違っているんじゃない

いですか。4条は、そこで協議して何とかしろと書いてあるわけでしょう。そのとらえ方が、上の4人と違うという意味でお書きになっているのだと思うんです。

逢見委員 アレンジメンツといった場合は、それなりに重みのあるものと考えられます。

山本委員 それは違いますよ。措置をとれと書いているんだからということをおっしゃりたいんだと。

櫻井参事官 そうすると、解釈論ですね。解釈論として、一種の法的な一定の縛りがあり得るんだという、そういうインプリケーションをとると。

山本委員 と思います。

逢見委員 Suitable arrangement shall be made というのは、やはり何か拘束するんじゃないですかね。

花見座長 それでどうして大臣なんですか。諮問機関というのは、省庁……。

逢見委員 職業安定組織の運営とか、職業安定業務の政策ですから、全大臣というわけではないでしょう。

山本委員 第4条はわざと主語を書いていないんですよ。

花見座長 だから、所管大臣だとおっしゃるから、なぜ大臣だけなのか。所管庁全部が責任がある。

逢見委員 全部ですか。これは職業安定組織の構成や運営や職業安定政策のことを言っているんですから。

花見座長 じゃ、職業安定局ですか。

逢見委員 職業安定局を所管する大臣ですよ。職業安定政策を所管する大臣じゃないですかね。

花見座長 省じゃなくて、なぜ大臣なのかということです。

逢見委員 政府の責任者、政策の責任者ですよ。職業安定政策をつかさどる責任者ですよ。

花見座長 それから11ページの最初の「 」のところの最後の2行、逢見委員がつけ加えられた御意見ですね。「苦情・申立が妥当かどうかは」、これは妥当かどうかを「本懇談会が論評すべきものではない」というのは、論評なんか全然していないのでね、これは何でこんなことを書かれるのか。

逢見委員 上に苦情・申立があったからと言ってそれが常に妥当とは言えないと指摘したから。

花見座長 それは論評じゃなくて、法律的な観点からいって申立・苦情があったから、違反があるということにはならないということをおっしゃっているに過ぎない。これは当たり前のことをおっしゃっているわけです。条約勧告適用専門家委員会が判断をすることだというのはそうですが、それをちっとも否定していないわけで、苦情・申立があったら出ることがないような実行体制という、苦情・申立が出たら、怖い、怖いと組合が申し立てるよと言ったら、それに遠慮してやらなきゃいかんと、そういうことではないはずなんですね。

逢見委員 そんなことは言っていませんよ。そうではなくて、前のところで、使用者及び労働者から職業安定所による職業紹介を受ける権利が侵害されているとの申立・苦情が出ることがないように実行体制が確保されているかどうかで判断すべきだと言っているだけです。3条の設置のことについて。

櫻井参事官 逢見先生のご見解の文章をそのまま読むと、申立・苦情が出たらすぐにだめだ、と読めてしまうという御趣旨ではないですか。

花見座長 そうそう。

櫻井参事官 申立が出ることがないように実行体制という書きぶりだと、申立が出るとすぐに条約違反だという意味になってしまうので。そういう書きぶりになっているという御趣旨ですよ。

花見座長 申立・苦情とかなんとかって関係なく、違反があるかどうか。違反がないような実行体制を確保する。

逢見委員 違反がないような実行体制をとるとというのが、3条の趣旨だろうと思います。

花見座長 それなら、そう書いてください。

櫻井参事官 ですから、申立が出ることがないと書いてあると、申立が出た途端に即違法だということを含意していますから。

花見座長 これは法律家からいうと、とんでもないという話になる。

逢見委員 苦情や申立が頻発するような事態が起きたら、やっぱりそれはおかしいという判断になると思います。

花見座長 苦情が頻発したって、出している方が間違っているということは幾らでもあるわけですよ。どうもおかしいんだよな。

逢見委員 これは何度も言いましたように、セーフティネットにかかわるんですよ。そういう政策なので、そこで失業者があふれたときに職業紹介する機会が失われているということが、苦情や申立が頻発したら、それは職業安定行政をしっかりとやっていないということになるんですよ。

花見座長 そういう権利が侵害されているという事実があれば問題ですけれども、申立・苦情があったからといって……。

櫻井参事官 申立・苦情を削って、「・・・権利が侵害されることがないように実行体制」ではいかがでしょうか。

逢見委員 「侵害されることがないように」ですか。

櫻井参事官 職業紹介を受ける権利というのは、そもそも何かという問題はあるかもしれませんが。

逢見委員 それは憲法の勤労権というのがあるということですよ。

花見座長 侵害されることがないように実行体制。

櫻井参事官 ええ。それならよろしいですか。

花見座長 そうしていただければ、まあ意味はなす。そうしたら、後は削ってもいいで

すよ。

櫻井参事官 これは、御達見委員の御指摘でとどめると。

小寺委員 私が気になったのは、10 ページの上のところなんです。達見委員の「これに対し、我が国では直接雇用ではなく」云々と。そもそもこの問題は、ここで議論すべき話じゃないんです。

達見委員 その前に、「根拠が法律であるか契約であるか等を問わない」というのがあって、国の指揮監督を契約でやるという場合、これを置き換えるとどうなるかという、業務委託契約で、監督はできると思うんですが、指揮命令はできるのかなと疑問に感じます。できないんじゃないかということなんです。

小寺委員 「これに対し」という話で、対照されていないんですよ。なぜかという、達見委員がおっしゃったのは、ラインとしての指揮命令を受けながら運営されていることだと。次に私が申し上げたことは、指揮監督が行われていればよく、法律であるかを問わないということです。

櫻井参事官 ここは達見委員と小寺委員で解釈の前提が違うのではないのでしょうか。指揮監督の対象・客体が職員個人なのか、それとも組織でいいのか、ということだと思うんです。小寺先生がおっしゃっているのは、個々人に対してというんじゃなくて、職業紹介を行う組織体なり業務部門に対し指揮監督ができればよいということですよ。他方で、2条の「国の指揮監督の下におけるナショナルシステム」というのを職業紹介業務に従事する個々の職員への指揮監督と解釈すると、恐らく達見委員のようなご議論が出てくるのではないのでしょうか。条約上、指揮監督されるのは、職員なのか、それとも組織でいいのか、というところがおそらく議論の分かれ道で、多数意見は組織でいい、ということではないかと思うのですが。

達見委員 私は、国からラインとしての指揮命令を受けながら運営されているということをお願いしたいのです。

櫻井参事官 そうだとすると、今のところの指揮監督の対象が個々の職員に対して国の機関の指揮監督が及ばなければ、条約上の義務を果たせないと解するかどうかというところが分かれ道なので、そこをむしろ明確にさせていただいた方がよいのではないのでしょうか。

花見座長 追加意見は、間違いが二つあるんですね。一つは指揮命令とここで言っているのは、*under the direction of national authority*、*direction*ですよ。これは何か契約上の指揮命令というふうにそこを間違った解釈をして、そこで派遣契約だけだなんていうとんでもない話が出てくるので、この *direction* というのは契約関係における指揮命令とは意味が違わうわけですね。つまり国が民間に委託した場合の委託契約に基づいて、指揮命令ができるかどうかという、そういう話ではなくて、契約上の指揮命令の話ではなくて、一般的に国が行政指導を含めて民間委託した場合に、民間の職業紹介機関にいろんな意味で *direction* をやって、コントロールができればいいというのが当然の解釈で、そういう二つ意味で、この意見というのは全く的外れじゃないかなというふうに思いまして、これ

は出しておくとみっともない。特に最初の原案では、指揮命令ができる契約は派遣だけだなんていう初歩的な誤りがあったので、普通、我々は、契約上指揮命令があるというのは、普通は雇用なので、雇用が抜けていたので、それも間違いだなと思いましたけれども。

逢見委員 雇用は言わずもがなだから書かなかったんですけど。

花見座長 専門家の報告書としてはこういう初歩的誤りが書いてあると、ちょっとみっともない、クレディビリティが低下すると思いました。

逢見委員 ここは民間委託の可否という項目の中で、2条について解釈するところですよ。民間委託するということを想定したときに、かつ、それがネットの中に入っているもしいという解釈もあるということだとすると、これはそういう職員まで指揮命令できるとすれば、これは派遣法に引っかかるんじゃないかと思ったんです。

櫻井参事官 それは日本の国内法制の問題ですよ。条約上の議論ではなくて、日本の国内法制だとどうなるのかという議論を今されているのではないのでしょうか。さっき申し上げたように、条約上の問題としては、個々の職員までの指揮監督権を national authority が持たなければならないのか、というところが論点だと思いますけれども。2条は、national system of employment service offices under the direction なんですけど、これが個々の職員まで national authority が指揮できないといけないのか、それとも組織体に対して指揮できればいいのか、そこがまず解釈が分かれるところではないかと思うんですけども。

逢見委員 私はネットワークの外じゃないとだめだと言っている立場だから、その場合は問題ないんです。

櫻井参事官 ですから、中の場合ですね。

逢見委員 ネットワークの中の場合ですよ。

花見座長 逢見さんと僕の意見は、多分、分かれると思うんだけど、僕の感じは、民間の職業紹介機関に委託するでしょう。委託した場合に一々業務を直接指揮命令すると、委託したらそんなことはあり得ないわけで、そんなことをやらなくたって、この条約違反は起きないので、条約に書いてあるように、国が行政指導その他いろんな格好でチェックすればいいと。under control といえる状態があればいいというのが、under the direction of national authority の意味だというふうに理解するんですね。そこは解釈の相違だと思うんですが、そこで個別的に指揮命令、委託契約に基づいて指揮命令ができないよといっても、反論にはなっていないというふうに思うんです。

逢見委員 そうですかね。ネットワークの外にあればいいという解釈しかないならいいですけども、ネットワークの中に入っているもしいという解釈があるから、そこは問題にしたんですよ。

櫻井参事官 問題になるのは中ですね。外であれば問題になりませんから。

花見座長 ネットワークというのは、そこでまた、全国的な体系があるので、そこは大分逢見さんと僕の考え方は違うので、そこを民営に委託しちゃっていても、ネットワーク

として、それをナショナルにコントロールしていればいいというのが僕の考え方です。そこは見解の相違だと思うんです。

小寺委員 「これに対して」というところに、この指揮監督は直接の staff に対する指揮監督でなければいけないというのが逢見委員の発言だとしたら、これに対してになると思うんです。ここで派遣法の話が出てくるからおかしいので、私が言っていた、要するに業務委託をして、そこで指揮監督すればいいという話なんですね。その関係で言えば、派遣法の話は出てこないんですよ。

櫻井参事官 ですから、企業を指揮監督する。つまり、受託企業を指揮監督できればいいということですよ。

小寺委員 ところが、派遣法で反論されようとするのであったら、それじゃだめだという前提がもう一つなければいけない。つまり、個々の個人を国が指揮監督するという体制でなければいけないから、だから国家機関によって運営されることが必要だという、そういうリーズニングだと絡み合うわけです。

櫻井参事官 ですから、逢見先生の意見のところに、前提として、指揮監督というのは職員に対する指揮監督を意味するんだ、ということを入れておいていただいて、一方で小寺先生以下のところは、そうじゃないと、受託企業に対する指揮監督さえあればいいんだということがあって、その上で、例えば注を入れて、逢見先生の御意見に従うと、日本の場合は現在の派遣法などの労働法制に抵触しますよと。これは条約の解釈論ではないので、注などでそういう記述を入れるというぐらいだとすっきりすると思うんですが。

山本委員 何となく風が吹けばみたいな感じです。論理が三つも飛んでいますね。

吾郷委員 逢見さんが派遣法をここであえて言われようとしたのは、立法が必要だということなんじゃないですか。今のままじゃだめですと。

逢見委員 今のままじゃだめです。

櫻井参事官 職員に対する指揮監督がなきゃいけないという前提に立っているからですね。その前提がなければ全然問題ないんで。

花見座長 民間委託した場合に、national authority がダイレクトできないように、ならないようにいろんな手当てをする必要があるというのはそのとおりだと思うんです。それに伴って立法が必要かどうかというのはちょっとよくわからないけれども、いろんなやり方があり得るので、それは得意の行政指導でいろんなやり方というのは幾らでもあると思うんです。民間が変なことをしないようにコントロールをする。

逢見委員 コントロールはいいです。監督はできると思いますよ、委託でも。

花見座長 under the direction というのは、コントロールできるかどうかということだと思うんです。

櫻井参事官 「指揮監督」という日本語と、「direction」という英語とのニュアンスがあるんですかね。もしよろしければ、前提としての指揮監督の対象者・客体の違いを明確にした上で、逢見委員の意見は、個人にできなきゃいけないということだと、したがって

ラインだと、こうなるわけですね。小寺先生以下の意見は、そうではなくて、組織体に対するものでいいと、したがって契約でもいい、指揮監督権があればいいと。必要であれば、先ほどの派遣法との関係で、逢見委員のご見解に立つと、我が国の場合は派遣法との問題が生ずるといようなことを入れさせていただくと。

花見座長 大体あとはいいですか。

櫻井参事官 あとは、途中から飛んでしまったので確認いたしますと、8ページの上のところで、訳語について、もともとは employment service を「職業紹介組織」と訳すなど云々と書いてありますが、ここは逢見先生の方から、後半の、我が国が国際的に義務を負うのは英語及びフランス語だ、というのはそのとおりなだけけれども、訳語の不適切な例として、employment service、「職業紹介組織」を出すことについては、必ずしも逢見先生の御見解ではないということなので、その点を踏まえて、こういう書き方にさせていただきましたが、よろしいでしょうか。

花見座長 これはいっばいずらっと並べた方がいいと思うけど、まあ、そこはあれです。

櫻井参事官 前半は全員の見解の一致はないと。後ろの「正文に従い」というのは見解の一致という、たしかそういう御指摘をいただいたと思いますので。

逢見委員 あと一ついいですか。「staff」の解釈ですけれども、フランス語の personnel という部分をどういうふうに理解するのかというのがあったんですが、そこは報告書は全然触れていないと思うんですけど。

櫻井参事官 あのと看結論らしいものはなかったものですから触れていませんが、どうすればいいでしょうか。触れるというのはあると思いますけれども。確かに「職員」のところは「personnel」と書いてあって、「公務員」のところは「agents publics」と書いてあるんですよね。私には、agents publics も、personnel も、そのニュアンスがよくわからないものですから。フランス語のプロの方がいらっしゃれば。

花見座長 英語と仏文が対立したときに、どっちが正しいかとかは厄介な問題が起きて、それを全部また書かなきゃならないんだよね。どうしますか、僕はそこはほおかむりしていいんじゃないかと。

吾郷委員 一つ言えることは、staff は非常に広い範囲を指している。

櫻井参事官 これは逢見先生から御意見をいただいているんですけど。

逢見委員 資料2の参考 の9ページの上の2行、3行目なんですけれども、そこは入れておく必要があるんじゃないかということで、こういうことを入れたんですけれども。これは解釈Aの立場の補強見解です。

小寺委員 何ページですか。

櫻井参事官 資料の2の参考 の9ページです。これは逢見先生の方からいただいた意見ですが、「9条に定める『職業紹介業務の staff』については、仏文である personnel に照らしても、全ての職業を指しているとの見解」があったと。事務局としては、フランス語のニュアンスが分からないので、personnel が広いかどうかと言われても判断できない

ものですから。「照らしても」と言われてもどう言えばいいのか、わかる方がいらっしやれば。

花見座長 吾郷さん、これはいいですかね。9ページの上の2行目、3行目の逢見さんの、僕は何とも言えないな。

八代諮問会議議員 確認ですけれども、先ほど吾郷先生はかなり広いとおっしゃったけれども、この逢見さんの「全て」というのは、そこはかなりギャップがあるんじゃないかと思えますけれども。

吾郷委員 ただ、フォンクショナルみたいなものに限っているわけではないというのは、文字解釈からできると。

花見座長 これは personnel になっているから、確かにそうですね。

吾郷委員 私は清掃員みたいな人は除いてもいいだろうと言っているわけです。

山本委員 それは一般論として、それとも、employment service の staff という場合の解釈をおっしゃっているわけですか。

吾郷委員 この条約に関して？

山本委員 今あなたのおっしゃった、非常に広いとか狭いとかというのは。一般的に広いのは当たり前だけれども、その次の概念で変わってくるんじゃないですか、違うの。

吾郷委員 そうですね。類似のほかの条約で同じ状況で「staff」という言葉を兼ね備えている言葉が使われているかどうか全部洗ってみるとわかるかもしれませんが、恐らく、そんなに意識して使い分けているのではないんじゃないかという気がしますね。

花見座長 日本語訳ベースで考えると、職業紹介所で働いている人全部 personnel という、そうなるんだけれども、僕はそれは幾らなんでも、おっしゃるように、清掃業務とか非常に単純な業務とか、やはり、employment service そのものの仕事に携わっていない人も入っちゃうんだよ。だから僕はやはり条約がそこまで要求しているとは思えないので、紹介業務の staff と。それを全国的体系の業務の staff というのが僕の解釈なんだけれども、それは見解の相違だから。僕が絶対正しいというわけにもいかないけれども。

櫻井参事官 逢見先生から入れていただいた「personnel に照らしても、全ての職員を指している」という。

花見座長 まあ、いいんじゃないかな。

櫻井参事官 残す？

花見座長 一応は成り立つ考え方だからいいんじゃないですか。

櫻井参事官 あとは8ページの下のところ、引用していたところを点々で書いていたんですが、これも逢見先生の方からの意見で、「政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係で」云々と、これは全文引用してあります。これはこれでよろしいかと思えます。

それから、その次の非常勤のところ、花見座長の御意見に対する別の御見解を逢見先生からいただいています。これには更に、花見先生からこれに対する反論をいただいていたように思いますが。更にそれに対してまた逢見先生から御意見をいただいているんです。

が、資料2の参考を見ていただくと全容がわかるんですが、9ページで反論、再反論、再々反論がありまして、どうでしょうか。

花見座長 『ジュリスト』の座談会ならいいけれども、ここではまずいよ。ちょっとここは、むしろ subject to the needs of the service、そっちの方で公務員に当たらないよと。公務員に当たらなくてもいいよという意味だという考えも成り立つかなと思ったけれども、ただ、あれはコンマが入っているからそれは無理なんで、やはり難しいですな。だけど、どう考えても、そんなに安定所で働いている人がみんな、それほど偉い人ばかり、地位が完全に保障されている公務員だということまで要求しているとは、ちょっと思えないんだよね。

逢見委員 ただ、Subject to the needs of the service で、一応ある除外は認めているんです。だから、原則は“are assured of stability of employment”なんです。

花見座長 needs of service というのは、具体的にどういうことなのかな。それはちょっと考えてもわからないんですよ。そうすると、例えば民間を活用した方がいいサービスのニーズがあれば、それは外してもという、そういうことなのか。サービスのニーズからして、雇用保障のない公務員でもいいというのもちょっと意味不明なんだよね。幾ら考えても。僕はこの条文は何を考えて書いたのかなと。

吾郷委員 9条でしたっけね。9条は、いわゆる判例と言われると語弊がありますが、専門家委員会の見解をずっと調べてみて、9条については、過去10年ぐらいほとんどないんです。ですからあまりわからない、ILOの解釈はどうなっているかというのはわからないですね。

花見座長 これは立法前の委員会の記録かなんかを見たら出てくるかもしれないけれども、ここまで書いていないだろうな。提案を伴う報告書のある程度の説明はあるだろうね。でもどうかな。何しろ60年前の話だから。これはあまり頑張りません。

小寺委員 「当該組織上の必要の場合を除くほか」は、普通は何かを条件としていうんですね。必要なニーズを条件にしてという意味ですね。

花見座長 除くほか。訳もわからないけどね、原文で見てもあまりよくわからないんだよね。

小寺委員 サービスを運用する必要上、公務員であるとよくないということがあったら、もう必要ない、そんな話ですね。

花見座長 そうなのかな。それはどういう場合かなというのが考えつかないんですよ。公務員でなくてもいいというのなら、わかるんですよ。というのは、民間でやった方がサービスはうまくいきますよという場合は、公務員でなくていいよとっているのならいいけど、これは公務員でなくてもいいと言っているんじゃないかと、身分の安定を保障されなくてもいいというところにだけかかるんですよ、subject to は。だから、それがわからないんです。何を言っているのか。

小寺委員 非常に優秀な人はパーマメントに雇えないとか、そういうことがあり得るの

かもしれません。

花見座長 なるほど。ハイリープロフェッショナルな人をアドホックで雇うと、そういう場合は身分保障がなくてもいいよと。そういう意味か。

小寺委員 それは一つの考え方じゃないかと思うんです。

花見座長 なるほどね。じゃ、これ僕はここはやめます。撤回します。

櫻井参事官 逢見先生の意見を残していただいて……。

花見座長 逢見先生の下から9行目から10行目の逢見先生の意見のところ、「が示された」と。その後、全部やめましょう。二人で陶酔して議論してもしようがないですね。

櫻井参事官 わかりました。そうすると、今の原案の資料2の第3版がそうになっておりますので、そのまま残させていただきます。

それからあとは先ほどのところと、あとは10ページで申し上げたのは、資料2、第3版の10ページですが、下の4の上のところ、これも逢見先生の方からですけども、これは花見座長の御見解に対して、逢見委員の方から削除したらどうかというサジェスションがあると。

花見座長 僕は必ずしも言っていないんだよ。八代さんとのやり取りで……。

櫻井参事官 初めにおっしゃったのは八代先生です。ただ議事録を見ますと、その後で、どこだったか……。

八代諮問会議議員 そうです。これは、逢見さんの意見がなぜ報酬を取るといけないかということ、それは利潤の分だけサービスの質が低下するからだという論理なんです。だから、それは一般論で言っても、市場化テストでは、そこは別のチェックがかかっていて、質を落すような民間サービス業者は自動的に排除されるというセーフティネットがついていますよということを、これは注でもいいかと思いますが、そこはそういう趣旨だということなんです。

小寺委員 これは逆に) に入れたいんじゃないですか。) の見解ですよ。

八代諮問会議議員 そういうことですね。

小寺委員 だから、何で) は無料でということかという、そこに入れちゃえば、それでいいでしょう。

花見座長 「質の維持向上を図るものであり」か……。

櫻井参事官 これも条約の解釈論ではないところがあって……。

花見座長 正直言って、そんなに甘くないんだよ。その可能性はあると思うけどね。

櫻井参事官 解釈論から言うと、質の懸念の低下が及ばないようにしていれば、いいはずだというふうにしかならないですよ。アプリアリになるわけでもないし、ならないわけでもないということではないでしょうか。

花見座長 文章はちょっと考えさせていただいて、上に持っていくということできいますか。

櫻井参事官 これも注か何かかもしれませんけれどもね。

逢見委員 ここは両方の解釈が二つあると言っているだけなんですから。

花見座長 これは民間委託で政府がお金を払ってもだめだというのは、どこから出てくるのか、僕はそれがわからないんです。どういう弊害があるんですか。

逢見委員)のところに、「国の委託費を受けて職業紹介事業を実施する民間事業者は、委託費の範囲内でしか業務を遂行しない結果、本来であれば受けられるべき職業サービスを受けることができないという求職者が生ずる」と書いてあります。特に社会的弱者なんです。社会的弱者が後回しにされるんじゃないかということが心配されるんです。

八代諮問会議議員 ですから、それは官と民間のサービスの生産性が全く同じだという前提で、そうであれば、基本的に民間事業者は排除される。現実にはそうじゃないから、こういう民間委託の必要性が起こるわけですね。その前提の問題ですね。そうしないと利潤の分だけ、あらゆる公務員のサービスが民間より常に質がよくなるはずですね、利潤の分だけ。そういう前提は経験的にはあり得ないというだけの話です。

花見座長 それともう一つ。民がやるとプロフィットオリエンテッドになって……。

逢見委員 競争入札ですから、価格が低い方に落ちるんですよ。質についての条件を付けたとしても、価格を下げて落札したら、やはりその範囲でしか業務しないわけです。

八代諮問会議議員 ただ、それに勝る効率性が上がる可能性が多いということで、現にモデル事業ではそういうことが起こっているわけです。だから、逢見さんの御意見は公務員がすでに100%効率的に働いているときのみ成り立つ前提なんですね。

櫻井参事官 委託するときには、当然サービスの要求水準も明確にしていますので、そこで適切な要求水準を設定していればいいということではないのでしょうか。つまり、要求水準が必要な水準を満たしていなければ、そういうことになり得ますけれどもこのくらいの職業紹介サービスをしてもらうということが要求水準として明確になっていて、それを実施要項や契約に書くわけです。そうしますと、要求水準を満たす義務が民間事業者に発生しますから、おっしゃるようなことは起きないと思うんですけども。

花見座長 よくわからないのは、その話は官か私かで、官の方がいいよという話ならわかるんですけども、無料の話なんですよ、ここはね。無料というのは、僕なんかの解釈はここに書いてあるように、そもそも中間搾取で労働者から金をとるのはいかんよというのが基本で、もともと無料禁止が出てきているわけです。そういう弊害で有料はいかんよと、こういう話なら、官がやったら安全で、官が監督しながら民に委託した場合にお金を払うと。国家財政から出ているんですよ。だから、フィーチャージングで労働者から搾取する意味での有料、無料の話ではないわけですね。官が払っているのは。そうすると、それも無料でやりなさいと。ただで民間にやらせるのならいいということになるわけでしょう。

逢見委員 民間が非営利でやるならいいと思います。

花見座長 だからボランティアとかはいいと。

逢見委員 無料という解釈でいけばね。

花見座長 無料についてだけ今議論しているとすれば。

逢見委員 民間が非営利でやるのはいいんですよ。現にやっているところはあります。

花見座長 ということでしょう。そうすると、お金払っているのは、必ず悪いことをするよというのは、八代先生言ったように、必ずしも言えないということと同時に、もう一つは僕はね……。

逢見委員 金を払っているやつが悪いことをするということを言っているんじゃないですよ。委託費の範囲内でしかやらないときに、弱者が後回しされる心配があるんじゃないかということを行っているんです。まさに、これは政策論の問題ですけれども、社会的貧困層が増えていて、そういう人たちの就労支援をしなきゃいけないという政策、底上げ政策が出ているわけですよ。

花見座長 それはわかるんだけど、それはここで無料で引っかけのよりは、民営にしたらそういう問題が起きるよ。だから、民営はいかんよというのは非常によくわかるんです。無料になるよというのは、どうも条約の趣旨で無料にしているのは、そうじゃなくて、もし民間で政府が払っているのが、いかんといったら、公共職業安定所、ハローワークだってみんな給料をもらっているんで、ボランティアでやっているわけではないので、勤労奉仕でみんな奉仕でやっているのならいいけれども、という話になって、無料というのを、そういうふうに理解するのは、どうもよくわからないんですね。

櫻井参事官 職業紹介にかかるコストを職員の給料などの形で払うか、委託費で払うかやっているかという違いであって、職業紹介業務に必要なコストを国が支出することは同じだと思いますが。

花見座長 ちょっとそのところはよくわからないんです。

小寺委員 理屈からではよくわからないですね。国の直接の指揮監督でやる場合と、民間企業がやる場合とだと、サンクションが違うとかね。

花見座長 そっちの議論は……。

櫻井参事官 無料の議論ではない、ということですか。

花見座長 無料と言ったら、ハローワークは別にボランティアでやっているわけではなくて、国からお金をもらって働いているわけだから、委託で払ってはいかんけれどもというのは、どうもよくわからない。僕はオリジナルには無料というのは、フィーチャージングを禁止するという意味、無料職業紹介、有料職業紹介の区別というのは、そういうものなので、国は出している……。

逢見委員 日本の職業安定法は、委託費もだめだという解釈なんです。4条は。

花見座長 それがちょっとよくわからないな。

櫻井参事官 職業安定法は、一種の業規制をやるときの対象としての有料職業紹介事業者とは何かということを行っているだけであって、条約における無料の議論というのは、かなりフェーズが違うのではないのでしょうか。職業安定法では、有料職業紹介所を規制するときに、委託費でやっているケースを規制の対象に置いていいのかという議論をしてい

るわけですね。

逢見委員 88号は11条で非営利との協力ということを書いていて、実際には学校などと職業紹介でつながっているところがあるんですよ。労働組合もそうなんですけれども、労働組合も無料で職業紹介をやっているんです。そういうところとは協力してやりましようということになっているんです。

花見座長 そういう疑問があるんで、よくわからないということで、ここではちょっと余談になりますから、最後の3行の上に持って行って、僕の感じでは、民間委託しても質の低下が必然的に起きるとは限らないというようなことを書くということで、ちょっと文章を直して、そっちに移させていただくということによろしゅうございますか。

あといいですか。特になければ、もうそれで……。

櫻井参事官 あとは、先ほど若干、議論がありましたけれども、資料2の12ページで吾郷先生、それから逢見先生からの御意見で、3条のところの書きぶりですけれども、「……それ次第では条約が現行のハローワークのすべてを維持しなければならないことを義務づける結果となり得ることもあり得る」という記述を追加されたいというお話がありましたので、これはさっきの……。

吾郷委員 適用違憲のアナロジーで御説明した点です。

花見座長 いいですか。では、そういうことで。

櫻井参事官 皆さん初めのところに戻らせていただきますけれども、整理としては、とにかく、一つはstaffの解釈、無料の解釈を前提にネットワークの中でも委託していいというのが、花見先生、山本先生の御意見と、それからネットワークの中はだめだけれども、外でやっていいし、かつ外と中がネットワークでつながっても構わないというのが、小寺先生の御意見。それから逢見先生の御意見が、ネットワークの外じゃないといけないし、それから外の中がネットワークでつながってはだめだと。それから外に出すと、数が減るわけですから、減ったところが合理性があるかどうか。この点は、一応場合分けでいいわけですね。そこに合理性があるかどうかで分かれるけれども、合理性がなければだめ、合理性があればつながらなければいいという、その三つの御意見ということによろしいでしょうか。吾郷先生、そうすると、どういうふうに、無料、有料は違いますけれども……。

吾郷委員 あとは同じですが、要するに、この青い線のところに書いてある、そういう場合は条約違反になる可能性はあるということですよ。

小寺委員 私が言った意見が二つに分かれるんじゃないですか。

櫻井参事官 おっしゃった意見というのは……。

小寺委員 同じじゃないかと思います。

櫻井参事官 私もここはニュアンスの違いじゃないかと。適用するときの判断の問題なので、判断をよりどうされるかというニュアンスの問題だと思うんです。基本的にはあまり変わりがないと思っているものですから。

小寺委員 私の3条の話というのは、基本的に裁量の問題だと思っていますが、吾郷委

員はもっとリジッドに考えていらっしゃっていて、そこはちょっとニュアンスを出された方がいいですね。

櫻井参事官 裁量であるけれども、裁量の幅がかなり狭いというような御趣旨でしょうか。

吾郷委員 私は4条、5条をもう少し拘束的に考えますから、その判断によって、ミニマムではないというふうに判断された場合には、外に出すことは条約違反になると。

櫻井参事官 4条に基づく、政労使は確か労使でいいという話でしたから、協議は協議でよろしいんでしょうか。これは法的には諮問と書いてありますが、一応、協議でよろしいですか。協議の上で政府が判断すべきだということによって……。

小寺委員 ちょっと気になっていることは、今日いただいた最後の資料なんですが、逢見委員からいろんなところで削れ、削れという意見が出ているんですけども、これはどうなりますか。

櫻井参事官 そこはむしろ先ほどのように意見を整理させていただいて……。

逢見委員 一番最初の意見でもう一回整理し直すということですよ。

櫻井参事官 そうすると、多分、基本的には削らないことになると思いますけれども。

小寺委員 なりますね。

櫻井参事官 先ほどのように、前提としてダブっているところは消すとかはあると思いますが。

逢見委員 ダブっているところは消して、まず本論という一般原則を書いた上で、しかし、こうであるという場合の条件をつけると、こういう解釈が成り立つということです。

櫻井参事官 ですから、18ページで言えば、赤いところの2つ目のパラグラフのネットワークについては、これは前提に書いてありますから、これは要らないということですよ。18ページで申し上げますと、資料2の18ページ。「他方で」というところは、基本的に生かすと思っているんです。「限りは」という部分を、合理的にこうだと判断されれば、条約上問題がなく、そうでない場合は条約違反になる、というふうにニュートラルに書けば同じだと。それでこういう解釈に立つと民間提案については、こうだこうだ。これも条約違反の問題が生じたらと書いてありますけれども、生じない場合もあるし、こういう場合には生じると。これらの要件を満たさない場合は生じると。それからネットワークは問題がないというふうに書かせていただくということだと思います。

それから小寺先生の御意見のところに、4条、5条の手続は要らないということだったので、ここは落ちると。それから解釈1に立った場合は、4条、5条は要るということになるんでしょうか。つまり、staffのところは、これは4条、5条の協議というか、これは要らないということでもよろしいんでしょうか。それとも要るということになるんでしょうか。

花見座長 要ることは要るんだけど、その協議はどこでやるかというのは問題が残るわけです。

櫻井参事官 いずれにしても、手続き4条または5条に基づく手続は要ると。

花見座長 それはいいんじゃないですか。

櫻井参事官 小寺さんのところは若干、要らないという御指摘になりますので。

小寺委員 私のところに出た意見で、違反とか、ぎらぎらした言葉が出ていたので、そこは例えば、問題がある、程度の意見に直させていただいた方がよろしいですね。

櫻井参事官 どちらでございましたか。

小寺委員 さっきの何とかは違反であるとして書いてありましたね。

櫻井参事官 解釈のところは、事務局の案は、理論的に順列組み合わせみたいにつくってしまいましたが、先ほど表について誤解を招くという話があったので、場合によっては、それぞれの解釈のところ、先生方のお名前を入れさせていただくという手もあるかと思うんですけども、例えば、解釈1のところの山本先生と花見先生の御意見。解釈2は小寺先生、解釈3は吾郷先生と逢見先生。そういう形でもよろしゅうございますか。そうすると、それぞれ御自分のところを中心に見ていただいて、過不足があればコメントをいただくと。

小寺委員 吾郷先生と逢見委員は一緒なんですか、解釈は。

櫻井参事官 無料のところは解釈は違いますね。

小寺委員 それからネットワークのところも違うんじゃないですか。外のネットワークと関係を持つ。あそこは微妙に違うような感じがするんですね。

櫻井参事官 そうですね。もしそうなら、解釈4ができるということかと思いますが。

小寺委員 そのこのところが、外のネットワークと関係を持ってもいいという話になると、私とほとんど同じになっちゃうんです。

吾郷委員 ただし、それは現行のハローワーク、日本で言えば現行のハローワーク、それから88号条約が言っているところの業務、条約上の業務、職業紹介の業務の根幹でない部分を全部外に出すことについて……。

小寺委員 大きなネットワークがあって、その中のネットワークだけを見て、それで足りるという話です。

櫻井参事官 お手元にポンチ絵みたいなものが置いてあると思います。これを見ていただくとかえって混乱するかもしれませんが、これは今日の資料3で示したそれぞれの解釈のイメージ図です。要するに現状があって、幾つあるかわかりませんが、ハローワークとか職業紹介機関がわあっとあって、解釈1というのは、このネットワークの中の一部を民間委託しても構わないと。黒塗りは民間委託です。解釈2Aと書かせていただいたのは、小寺先生の解釈ということですけども、これはまず、88号条約に定めるネットワークというのは、全体のネットワークより小さくてもいいと。ただし、88号条約に定めるネットワークのところだけを見て条約の3条とか、2条とか、6条とかを満たしているかどうかを検証しなければいけない。満たしていれば、それと外にある民間事業に委託しているものがネットワークでつながっていてもいいと。ネットワークを構築していてもいい

というのが小寺先生、こういう感じですよ。

小寺委員 そうそう。

櫻井参事官 2Bというのをもう一つつくらせていただいたのは、あるいは少し違うかもしれませんがけれども、そこは切らなければいけないと。こんなことだったと思うんですけども。

小寺委員 逢見委員の意見は現状でしかだめだということですよ。

櫻井参事官 逢見先生の意見は、基本的には2Bだとは思っているのですが。ただ、もうちょっと厳格に御判断されるということかと。

逢見委員 これが自由に定められるかというところは違うということです。

櫻井参事官 ですから、そのところの判断がもう少し厳格でなければいけないということですよ。

小寺委員 ここの関係を持ちちゃいけないんでしょう。

櫻井参事官 ネットワークをつくってはいけない。ただ、ここは本当を言うと、ネットワークをつくってはいけないというのは、具体的にどういうことかというのは、事務局としては、実際よくわからないんですけども、どこまでができるかというのが……。

逢見委員 ここは求人・求職情報のやり取りですよ。

櫻井参事官 今ちょっとつけましたけれども、御案内のとおり、インターネットワークサービスというのがありまして、求人情報の一部は……。

逢見委員 求人情報で公開してもいいですという条件をつけたところは載っけても、求職者は絶対載せないんです。

櫻井参事官 求人情報の一部はハローワークの外ともネットワークで繋がっていますので、少なくともそのつながりはいいという解釈をしないと、現状が条約違反ということになってしまいうと思うのですが。そうすると求人・求職情報の全部が、ハローワークの外とネットワークでやり取りできないとまでは言えないと思うのですが……。

逢見委員 あれは情報ネットワークの外なんです。
求職者は絶対出さないんです。

櫻井参事官 むしろ、求職者の情報がポイントということですか。

逢見委員 求人・求職情報が両方入っているということですよ。求人情報も、あれは必ず……。

櫻井参事官 求人事業者の情報はOKだということですか。

逢見委員 求人事業主がOKだと言わなければいけないし、細かいことが全部入っているわけではないんです。

櫻井参事官 そこはおっしゃるとおりです。

花見座長 それではいいですか。吾郷先生のところは、一応、こっちでつくったものを見ていただいてということで……。

櫻井参事官 解釈1から3までのいずれとも異なるということであれば、もう一つ解釈

をつくっていただくということかと思えます。

花見座長 そうですね。それでは今日御議論いただいた点で、特に修正を要する部分を含めて、事務局に原案をつくっていただいて、いつごろになりますか。

櫻井参事官 来週半ばぐらいに出せればと思います。それでこの後どういたしましょうか。一応、これが最後ということにしておりますので、それで御快諾いただければ、見ていただいて終わりという……。

花見座長 これじゃだめだから、もう一回議論しようという……。

逢見委員 見てみたら、やっぱりちょっと違うという場合もありますね。

櫻井参事官 もしそういうことであれば、仮押さえだけ日程を入れさせておいていただくということになります。そうせざるを得ないと思うんですが、どういたしましょうか。

花見座長 入れますか。入れると何となくやろうという方向に行っちゃいそうで、あまりありがたくないんですが、でもそれから調整すると大変だよね。

櫻井参事官 花見先生、11日から日本にいらっしゃいませんですね。もしやるとしたら、その前とは思いますが。

小寺委員 私は花見先生にお任せすればいいと思います。

櫻井参事官 花見先生、逢見先生のご見解のところだと思いますので、個別に御相談していただいて、場合によってはお二人を中心にスモールミーティングなんかをやっていただいて……。

逢見委員 さしでやるんですか。

櫻井参事官 それでよろしければ、全体の会はこれで、そういう形でもよろしゅうございますか。山本先生、それでよろしゅうございますか。

山本委員 結構です。

櫻井参事官 吾郷先生、それで……。

吾郷委員 私はちょっといませので。

櫻井参事官 それでは一応、懇談会の会合は今日で終わりにさせていただきます。その上で、もし必要であれば、また一部の方にお集まりいただくとか、事務局が先生方をお伺いして調整させていただくということで、報告書がまとまった段階で花見先生の方から大臣の方にお渡しをいただいて、恐らく、そのときに花見先生に記者会見をやっていただく、ということになるかと思っています。そんな形で進めさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

花見座長 では、そういうことでよろしゅうございますか。最後に一言申しますと、僕は大体座長をやったら普通は、もうちょっとおとなしくしているんですが、今回は専門家の集まりということで、つい学者同士の議論みたいなことになっちゃって申し訳ありませんでした。失礼な点はお許しいたいて……。

逢見委員 私の方もちょっと言葉が過ぎたところがあれば、お詫び申し上げます。

花見座長 いやいや、何とかまとまる方向になりましたので、本当にありがとうございました。